

第4次津市男女共同参画基本計画
令和5年度実施状況報告書

令和6年11月
津市男女共同参画審議会

はじめに

当報告書は、令和5年3月に策定された第4次津市男女共同参画基本計画（以下、第4次基本計画）に基づき推進されつつある68事業に対する津市男女共同参画審議会（以下、「審議会」という）からの初めての意見表明となる。

審議会では、計画の進行管理のため、毎年度、各事業の達成度、進捗状況に対する評価を実施している。その作業過程は次のとおりである。

まず担当部署はそれぞれが所掌する事業の令和5年度の取り組みについて、施策進捗状況シートを作成した。その報告に基づき、審議会委員は個々の事業に係る質疑を各部署に投げかけた。担当部署からの回答が揃ったところで、3回にわたる審議会を経て、委員の意見を集約し、作成されたのが当報告書である。

今年6月に世界経済フォーラムが公表したジェンダー・ギャップ指数（GGI）で日本の順位を見ると、過去最低を記録した2023年の125位（146か国中）からは118位（146か国中）へとかろうじて順位を上げた。しかし、GGIを構成する経済・政治・教育・健康の4項目を個別にみると、「経済」は123位から120位、「政治」は138位から113位、「健康」は59位から58位へとそれぞれに順位をわずかに上げているものの、「教育」は前年の47位から72位へと順位を下げていることがわかる。国や県・市が過去に実施した男女共同参画に係る意識調査では「学校では男女平等が実現している」という回答が多いのが常であるが、女性の研究者の比率や理工系分野への女性の進出が少ないことなどが背景となり、他国と比較すると教育分野でも男女共同参画が遅れているのが我が国の現実である。特定の分野に偏ることなく、あらゆる分野で女性が参画する道筋において「教育」が果たす役割はとても重要であり、第4次基本計画で「生涯にわたる男女共同参画の教育」を基本目標Ⅰに据えた意義が大きいことを念押ししたい。

また、上述の「教育」に限らず、男女共同参画の推進にあたり、見逃されている課題はまだ多いと考えられる。例えば、これまで男性もしくは女性の領域とされていた職場環境が、はたして女性もしくは男性にとって就業しやすいものとなっているのかという検証作業を今一度徹底する必要がある。

そして、第4次基本計画が終了する5年後には、津市の男女共同参画は大きく前進したと胸を張って言えるようにしていただきたいものである。そのためには、毎年繰り返しているように、市独自の男女共同参画センター設置が必要不可欠であり、審議会として、その早期実現を願ってやまない。

目 次

1	第4次津市男女共同参画基本計画 施策の体系	1
2	基本目標における各事業の取り組み・審議会からの意見	
	基本目標Ⅰ	
	生涯にわたる男女共同参画の教育	2～13
	基本目標Ⅱ	
	ワーク・ライフ・バランスの促進	14～21
	基本目標Ⅲ	
	政策・方針決定の場における女性の活躍推進	22～30
	基本目標Ⅳ	
	身近な暮らしの場における男女共同参画の推進	31～43
	基本目標Ⅴ	
	男女共同参画を阻害する暴力防止などに対する環境の整備	44～52
	基本目標Ⅵ	
	誰もが安心して暮らせる男女共同参画社会づくり	53～63
3	数値目標の推移	64～69
4	参考資料	
	(1)津市男女共同参画審議会委員名簿	70
	(2)令和5年度施策進捗状況審議経過	71

1 第4次津市男女共同参画基本計画 施策の体系

目標	基本目標	施策の方向
男女共同参画社会の実現	I 生涯にわたる男女共同参画の教育	① 教育における男女共同参画の推進 ② 家庭・地域における男女共同参画の促進
	II ワーク・ライフ・バランスの促進	③ 事業所・働く場への支援、男女共同参画の促進 ④ 就業・能力開発のための支援 ⑤ 自営業における女性活躍の推進
	III 政策・方針決定の場における女性の活躍推進	⑥ 事業所・各種団体等の方針決定の場における男女共同参画の推進 ⑦ 市の方針決定などにおける男女共同参画の推進
	IV 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進	⑧ 子育て支援の充実 ⑨ 男女の生涯にわたる健康の支援 ⑩ 介護・高齢者・障がい者支援の充実 ⑪ 防災対策における男女共同参画の推進
	V 男女共同参画を阻害する暴力防止などに対する環境の整備	⑫ DV 防止に向けた啓発、相談、支援体制の整備と充実 ⑬ あらゆるハラスメント防止に向けた啓発、相談、支援体制の整備と充実 ⑭ 生活上の困難を抱える人への相談・支援体制の整備と充実
	VI 誰もが安心して暮らせる男女共同参画社会づくり	⑮ 男女共同参画に関する意識の普及 ⑯ 女性の活躍をはじめとするダイバーシティの推進 ⑰ 男女共同参画推進のための連携体制づくり

※ 下線は女性活躍推進法に定める市町村推進計画に位置付ける項目

計画期間 2023 年度(令和5年度)～2027 年度(令和9年度)

2 基本目標における各事業の取り組み・審議会からの意見

基本目標Ⅰ 生涯にわたる男女共同参画の教育

① 教育の場における男女共同参画の推進

事業名・内容		令和5年度の取り組み	審議会からの意見
1	幼児期からの男女共同参画の学習機会の充実		(保育こども園課)
	保育園、幼稚園、こども園、小・中学校等における日々の教育・保育の中で、一人ひとりの個性を十分に尊重し、各人の能力を発揮することができるような指導に努め、幼児期からの男女共同参画の学習の機会の充実を図ります。	絵本や紙芝居等を通して、性別に気づくとともに、男女によって何かが決められるものではないと、遊びを通して学んでいます。乳幼児期は、人の人格形成に関わるとても重要な時期です。 その時期に関わることになる保育士・保育教諭など身近な大人が、玩具の色や、男女での遊びの差別など区別をすることなく遊びを通して交流できるように、園内研修を行ったり、乳幼児教育アドバイザーが各園を回り研修をしたりしている取り組みを継続していきます。	幼児期は人格形成において重要な時期であり、その時期に関わる保育士や保育教諭の男女共同参画への考え方が子どもたちに大きく影響を及ぼすと考えられる。そのため、子どもに係わるすべての職員に対し、男女共同参画の学習の機会となるように明確なテーマを定め、幼児教育アドバイザーによる研修などの取り組みを継続し、幼児期からの男女共同参画の学習機会についての充実を図られたい。 また、令和4年度取り組みに対する審議会からの意見として「チェックリスト」の改定を実施し、男女共同参画の観点からも意義のある教育活動に取り組まれたい。
			(学校教育課)
		幼児期は自分の周囲の人たちに性差があることに気付き始める時期であり、身近な大人の言葉がけや言動、色分けやおもちゃ等の性別の区別等の環境から大きく影響を受ける時期です。遊びや生活を通して、ままごとで料理や赤ちゃんの世話をしたり、活発な運動遊びを行ったりする等、男女が区別なく交流し合い、互いを尊重し合える関係性を築くため、幼児期から男女共同参画の意識を育む教員の専門性を高める研修を行いました。(・全園の園	令和4年度の取り組み状況に比べ、具体性を欠いている。令和4年度に実施された全園に配備のICT環境により園での様子をデジタルで配信し、家庭との連携を強める取り組みなどを継続的に実施されたい。

		内研修の充実を図る指導主事、幼児教育アドバイザー派遣による助言、指導 ・助産師の話を聞き月齢別胎児人形を園児が抱く等生命尊重の意識を育む体験活動（2園実施）	
			（教育研究支援課）
		幼児期に遊びを通して培われた豊かな感性を小学校以降につなげる取り組みを進める中で、低学年から生活科や道徳科、総合的な学習の時間などの時間に、男女共同参画の視点を踏まえ、子どもたちが自身の性別に関係なく自己の生き方を選択することの大切さを学んでいます。 今後も引き続き、主体的に自己の生き方を選択する力の育成を目指し、男女が共に社会に参画していくという視点を持って、取り組みを継続していきます。	発達段階に応じたカリキュラムを用意していることは分かった。しかし、この取り組みが必修なのか、任意なのかは不明であり、担当教員の問題意識の差が影響するのではないか懸念される。 今後は、生活科や道徳科、総合的な学習時間だけでなく、あらゆる場面において男女共同参画の視点が定着するような環境づくりに努められたい。

2	児童福祉施設における男女共同参画意識づくりの推進	(保育こども園課)
	保育士及び施設管理者において男女共同参画意識づくりについて働きかけます。 子どもが、男女にまつわる固定的な観念を持たないように、日頃から意識して保育を行っています。数年前に比べるとジェンダーについての理解も深まっていることから、ジェンダーバイアス解消に向けて今後も継続して保育を行っています。 保育の現場では、ほとんどが女性職員ではあるが、男性職員も少しずつではあるが増えてきています。園長や主任を中心に、男性視点からの意見も率先して取り入れ、男女の固定概念を払拭できるように意識を高めていきます。	職員の考え方が強く子どもたちに影響を与えることから、子どもと接するすべての職員においては正しい知識を持ってもらうため、研修やミーティング等を実施していただきたい。 男性職員については、令和3年度からは19名のままで推移しているので、環境整備をしながら増員に努めていただき、今後もジェンダーバイアスの解消に向けた積極的な取り組みを継続されたい。

3	学校における健康教育の推進	(教育研究支援課)
	児童・生徒の発育、発達段階に応じた正しい性に関する指導や疾病予防、がん教育等を推進するため、健康教育を行います。 性に関する指導については、小学校低学年では生活科において赤ちゃん人形を用いて命の大切さの学習を行ったり、4年生では保健の授業で二次性徴の学習をしたりするなど、発達段階に応じた指導をしています。小学校における生命の安全教育については、発達段階に応じた指導を実施しており、今後、取り組みの充実を検討していきます。 令和5年度からは、すべての小学校に助産師等の専門家を講師に招聘し、性や心身の発育発達についての正しい知識や命の大切さ、家族や他者との関係等について学ぶ小学生ライフプラン教育事業を実施しています。 中学校では、保健の授業での学習に加え、産婦人科医や助産師等の専門家を講師に招聘し、性に関する正しい知識や命の大切さ、将来のライフプラン、生命の安全教育等について学ぶ思春期ライフプラン教育事業をすべての中学校で実施しています。 これらの事業では、保護者に公開している学校もあり、保護者からは、子どもと一緒に話を聞くことで、家庭で子どもと話しをするきっかけとなったなど好意的な意見が寄せられました。 疾病予防については、小中学校の保健の授業で、学習指導要領に基づいて実施しています。とりわけ、がん教育については、津市がん教育実施要項を策定し、がん経験者の方を講師として招聘し、児童生徒にがんの経験や家族ががんになった時、どう支えていくのかなどを実生活につながる取り組みを継続しています。令和5年度は小学校3校、中学校4校で実施しました。 今後も、保護者や関係機関、学校医等と連携を図りながら、各校の実態に即した健康教育を推進していけるよう、継続して取り組みを進めていきます。	令和5年度から、すべての小学校において小学生ライフプラン教育事業を実施していることは評価する。今後は、事業内容を保護者へ公開する試みがさらに広がることを期待する。 また、児童・生徒の発達段階に応じた正しい性に関する指導は、小学生ライフプラン教育事業だけでなく、年間計画や発達段階に応じた各学年の系統的な学習を組んで実践すると同時に、児童・生徒の実態を日頃から把握し、実態に応じた教育が臨機応変にできるよう努められたい。 加えて、性に関する心配ごとや悩みごとを子どもたちが安心して相談できる窓口や担当者など具体的に案内し、一人で抱えない対策を取られたい。

4	男女共同参画の視点に立った進路指導・生徒指導の推進	(教育研究支援課)
	中学生を対象に職場体験、ボランティア体験等、将来の進路にかかわる体験活動を積極的に実施し、望ましい職業観や勤労観を養い、主体的な進路選択能力の育成を図るとともに、男女が共に家庭や地域における生活に参画していくという観点から、必要な知識と技術の習得ができるよう学習内容の充実を図ります。また、一人ひとりの個性を十分に尊重し、各人の持つ能力を発揮することができるよう進路指導・生徒指導に努めます。 本年度、すべての中・義務教育学校において、地域の事業所の協力を得て、職場体験学習を実施しました。体験先を考える際などに、男女共同参画の視点を持ち、性別に関係なく、子どもたちの希望に基づいて選択できるよう配慮した取り組みがされています。 また、多くの学校において、社会の中で活躍するさまざまな方に講演をいただく機会を持ち、子どもたちが自らの進路選択やキャリア形成について、主体的に考えるための取り組みを行っています。 今後も進路指導、キャリア教育、職場体験学習、各教科の学習等、教育活動全般を通じて、男女が共に社会に参画していくという視点を持ち、主体的な進路選択能力の育成を目指した取り組みを継続していきます。	令和5年度は、すべての中・義務教育学校において、地元事業所の協力を得て職場体験事業を実施できたこと、事業内容が男女共同参画の視点に立った取り組みがなされていることを評価する。 今後は、就職を控えた生徒が受講する内容として、ハラスメントに関する講話も加えられたい。

5	男女共同参画に関する講義科目の充実	(三重短期大学事務局大学総務課)
	男女共同参画意識を育てるために、男女共同参画に関する講義科目を充実させるとともに、政治・経済・社会における男女共同参画社会の在り方の教育・研究を進めます。	「ジェンダー論」や「差別と人権」への学生の関心の高さから、講義の内容が充実されていると推測するが、講義だけに留まらず、男女共同参画の視点から実社会を見据えた教育を実践することが望ましい。 また、ここで取り上げられている講義はいずれも非常勤講師が担当している。学生への指導という点で専任教員・職員の間で男女共同参画の意識を引き続き高められたい。

6	男女共同参画に関する教職員の人権教育研修会	(人権教育課)
	人権感覚あふれる園・学校づくりを推進していくために、教職員を対象に男女共同参画をはじめとする人権教育に関するさまざまな講座を開設し、教職員の実践力の育成を図ります。 【開設講座】10 講座 「多様な性のあり方にかかわる講座」「女性の人権にかかわる講座」「障がい者の人権にかかわる講座」「部落史講座」「人権ワークショップ講座」「人権教育基礎講座」「外国につながる子どもの教育にかかわる講座」「生活つくり方講座」「共に生きる力を育む講座」「人権保育講座」 学校では、家庭科や社会などの教科の学習や、日常の活動などの中で、固定的な性別役割分担意識や性差に対する偏見について考えたり学んだりする学習を行っています。 しかし、子どもたちが出ていく社会の中では、女性がおかれている状況は、ジェンダー・ギャップ指数からも厳しい現実があります（日本の順位：125 位／146 か国【2023. 6. 21 世界経済フォーラム発表】）。また三重県は「都道府県版ジェンダー・ギャップ指数」において経済分野が2年連続で全国 46 位となっています。まずは、教職員がその現実等を認識したうえで取り組みを進めていく必要があります。 令和5年度も「女性の人権にかかわる講座」を開設し、公益財団法人世界人権センターの源淳子さんを講師に招いて、生きづらさを感じさせられている女性の実際の声や、自分らしく生きるために必要な4つの自立など、具体的な内容でお話いただきました。参加者からは「いかに自分がジェンダーの視点を意識したり考えたりすることなく生活しているかということに気づくことができた。ジェンダーの視点で物事をみるためには自覚することが大切であると考えることができた」などの感想がありました。 令和6年度も引き続き、「女性の人権にかかわる講座」を継続して実施していきます。	女性の人権に係わる講座が今後も継続的に開催されることを望むが、講師は固定化せず、女性の人権に対する知識・意識を深められるような内容を期待する。 また、令和4年度の取り組みに対する審議会からの意見にあるとおり、すべての教職員が視聴できるような仕組みを検討されたい。

②家庭・地域における男女共同参画の促進

事業名・内容	令和5年度の取り組み	審議会からの意見
7	男女共同参画に関する市民人権講座の充実 家庭・地域において、男女共同参画に関する事など、あらゆる人権問題についての理解を深めるため、講座を開催します。 市民人権講座は、市民がさまざまな人権課題に対して正しい知識や認識を持つことができるよう、同和問題や子ども、女性、障がい者、高齢者、外国人の人権に始まり、新たな対応及び対応の強化を求められている性的マイノリティの人権、ハラスメント、貧困問題等について専門の講師を招き、市内各所で講座を開講しています。 令和5年度は市内全域で21講座を開催し、参加者は全部で857名で昨年を上回る参加者でした。女性やジェンダーに関する講座は3つ開催され、参加者は3講座で73名でした。講師は3講座とも反差別・人権研究所みえの本江氏を招いて「ジェンダー意識がもたらす女性の被害実態」をテーマに開催しました。 審議会からの男女共同参画にかかわるテーマの講座が少ないという指摘事項を踏まえて、令和6年度は津地域で女性の人権に関する講座を開講予定です。また、講師も幅広い人材を起用するため、反差別・人権研究所みえ以外の講師を選定予定です。	(人権課) 令和4年度の取り組みに対する審議会からの意見を踏まえ、令和6年度から講座の内容を女性の人権に関するテーマで開催したり、幅広い人材から講師の起用を検討されていることは評価する。 しかし、参加者数の平均から市民の女性の人権に対する関心の薄さが気になる。 今後は、より広く市民に呼びかけ、意識啓発を進められたい。

8	男女共同参画に関する人権教育講演会の充実	(人権教育課 (各教育事務所))
	市民の人権や男女共同参画に対する理解を深め、人権を尊重する意識の高揚を図るとともに、一人ひとりが大切にされる社会の実現をめざすため、各地域住民及び人権ネットワーク組織と連携しながら地域の課題に対応した啓発講演会を実施します。 【実績】人権教育講演会 50回 2,426人、人権学習会 58回 820人 人権教育講演会については、各教育事務所単位で、人権教育指導員や人権担当者が中心となって、地域の現状に合わせたテーマで講演会を開催しました。また、たくさんの方に参加していただく地域の人権フェスティバルの中に位置づけて実施した地域もありました。 人権学習会については、各地域の保護者や成年以上の大人を対象に、ある程度固定したメンバーで、地域の人権課題や今日的な人権課題について学習会を実施しました。人権問題を通して自らの意識を問い、生き方を考える学習会の中では、講師より「国会における女性議員の比率」「国の審議会等における女性委員の参画状況」等について話をいただき、不平等・差別にかかわるさまざまな社会的事実について参加者が考える時間がありました。新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後、一方的に情報を伝えるだけではなく、参加者が意見交流をすることで学びを深める講演会・学習会もありました。 今後も各地域の課題や今日的な人権課題に応じた学習会の内容にしていくことを大切にしながら、教育事務所や人権教育指導員、人権教育担当者と連携し進めていきます。	人権学習会については、開催方式を変更したために参加人数が減少したようだが、一部の学習会では意見交換を行うなど中身のある研修であったと伺える。人権学習会はある程度固定したメンバーで、人権について繰り返し深く学んでいる会だと思われるので、基本的・一般的なテーマだけで終わるのではなく、ジェンダー・ギャップ指数が示す世界的視野から見た日本の男女格差の異常事態を取り上げるなど、テーマについて一層の工夫を期待する。

9	男女共同参画に関する人権出前講座の充実	(人権教育課)
	保護者や地域住民の人権意識の基盤づくりを意識し、男女共同参画などの視点も含めた、主体的に学ぶことのできる人権研修会を実施し、一人ひとりが大切にされ自分が自分らしく生きられる社会について参加者が、学び合い、深まる機会をつくりまします。 【実績】 人権問題を考える小集会【開催回数 58 回 参加者 1,720 人】 地域における人権意識の高揚を図るため、地域住民を対象に公民館などでの人権出前講座や、園・校の P T A を対象とした出前講座を実施したり、市民活動団体と連携し、園児と保護者を対象とした人権人形劇の公演等を実施したりしました。 また、令和 5 年度より「SNS と子どもたち」「子育てと人権」をテーマとした 2 つの講座の案内を津市 P T A 連合会からも各園・校に発信していただき、複数の園・校で人権教育課の指導主事が講師となった P T A 対象の研修会を実施することができました。しかし、P T A 人権研修会を実施した回数は昨年度より増えてきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大前の開催数には至っていません。より多くの園・校で P T A 人権研修会が実施されるように地道に働きかけを行っていきます。 内容においては、自分たちのなかにある偏った見方や固定的な意識に気づくために、ワークショップの手法を用いるなど、受け身で終わらないように工夫し、参加者が主体的に学ぶ場にできるよう取り組みました。中には、日常生活の中で刷り込まれている性別役割分担の意識やジェンダー・ギャップについて取り上げられた講座もありました。その講座ではグループでの意見交流もしながら「だれもが『自分らしく』生きられる社会」について考え合いました。 今後も「人権問題は社会問題であり、私たち一人ひとりがその当事者である」「マイノリティが抱えさせられている問題は、マジョリティ側の問題である」という気づきが得られるよう、身近な話題を切り口にしながら女性の人権をはじめ、さまざまな人権に関わる問題を取り上げ、継続して働きかけていきます。	人権問題を考える小集会を 58 回開催し、1,720 名の参加があるのは、毎年継続的に実施された結果であると評価する。また、ワークショップ形式を取り入れ、受け身的な受講に終わらせない配慮についても評価する。 今後は、ワークショップの後のまとめをしっかりと行い、男女共同参画の視点を多面的に意識した一歩踏み込んだ講演会や集会の実施に努められたい。

10	地域力創造セミナーの充実	(生涯学習課)
	講座を通じて、地域を活性化することや地域おこしの担い手となる人材を育成する地域力創造セミナーの開催を推進します。 市内各公民館では、地域力創造セミナーとしてさまざまな講座を開催しています。令和5年度の取り組みとして、職場復帰をめざす人やビジネススキルを身につけるための講座や自活能力を高める料理や食育の講座を開催するなど、男女共同参画社会に向けた取り組みを進めました。	地域力創造セミナーは地域の担い手の人材育成のための講座であるため、地域の担い手に女性や若者を参入させるような地域リーダー養成講座を開催されたい。
11	家庭教育支援事業の開催	(生涯学習課)
	家庭における子育ての悩みや課題を持つ保護者を直接支援することを目的として、家庭教育支援事業を実施します。 子育て中の保護者等対象講座 日時 令和5年9月8日 片田小学校 32人 令和5年9月8日 白山中学校 38人 令和5年10月5日 芸濃中学校 22人 令和6年1月18日 村主小学校 25人 令和6年1月19日 安東小学校 23人 子育て中の保護者等対象講座については、PTA共催で開催しており、令和5年度は5回開講し、140人の参加がありました。 令和6年度は、保護者として子どもの心をしっかりと汲み取り、子どもに対して向き合う力を付けるための講座を届けていきます。	学校の参観日に合わせて、PTAと共催とすることで参加しやすい講座となっていることは評価する。 しかし、令和4年度の取り組みに対する審議会からの意見において、いくつかの提起がなされたが、令和5年度の取り組みでは対応が見られなかった。速やかに検討いただきたい。

12	男性のための家事力向上講座の充実	(生涯学習課)
	講座を通じて、これまで、主に女性によって担われてきた家庭責任（料理など）や地域での活動を男性も共に担っていく必要があることを啓発し、男女共同参画意識の高揚を図ります。 令和5年度も男性を対象とした料理教室を開催し、講座を通じて男女共同参画の意識啓発に努めました。（講座数6講座、参加者数69人） また、特色ある講座として、男女の枠を越えて、参加者全員がしっかりコミュニケーションを取りながら取り組む「家事コミュニケーション」を実施しています。（男性4名、女性17名） 今後も、男性が家庭責任について考え、話し合えるような料理教室を開催し、性別による役割分担意識からの脱却に寄与したいと思います。	男性を対象とした料理教室は受講者数も多く、受講者が積極的に家庭分担等への取り組みにつながる、影響力のある講座であると思われる。 また、男女の枠を越えて実施された「家事コミュニケーション」については評価できるが、今後は男性受講者数の増加に努められ、効果についても適切に検証されたい。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの促進

③事業所・働く場への支援、男女共同参画の促進

事業名・内容		令和5年度の取り組み	審議会からの意見
13	事業所訪問による啓発		(人権課)
	関係課（室）が連携して市内事業所を訪問し、人権尊重、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス、女性管理職の登用、ハラスメント、ダイバーシティ（多様性）等についての意識啓発を図ります。	人権課、男女共同参画室、商業振興労政課及び各総合支所地域振興課（生活課）の人権担当が連携して、市内30か所の企業を訪問しました。企業に求められている社会的責任（CSR）や男女共同参画の意義などに触れながら、セクハラ・パワハラをはじめとするさまざまなハラスメントを許さない職場環境づくりの大切さや、性的マイノリティへの配慮等について意識の高揚を図りました。また、訪問予定企業には予めアンケートを送付し、訪問時に企業が既に取り組んでいるハラスメント対策や女性の活躍推進に関すること、男性育休等の取得に関する課題などを聞き取りました。	令和4年度より多くの事業所を訪問できたことを評価する。事業所における男女共同参画を進めるに当たり、重要な施策であるので、効果を検証し、3課で連携しながら、今後も事業を推進していただきたい。 また、ワーク・ライフ・バランスの取り組み事業所を増加させるため、先進事例を示しながら、きめ細かな啓発を実施していただくとともに、取り組みを進めたいと答えた事業所への継続支援を行い、取り組み事業所を増加させていただきたい。
		人権課、商業振興労政課、各総合支所と連携し、市内事業所に訪問等を行い、改正育児・介護休業法（産後パパ育休）や、ハラスメント防止等を含めた男女共同参画について啓発を行いました。 前年度は24社だったところ、今年度は目標である40社を達成することができました。 なお、人権課及び商業振興労政課については、津市人権施策基本方針に基づき、訪問事業所数を30社としておりますが、事業所訪問における啓発は有意義な事業であると考えているため、今後は3課で協力しながら目標の40社に訪問できるよう検討していきます。	(男女共同参画室) 令和5年度は40社の事業所を訪問し、実態把握とワーク・ライフ・バランスの啓発を行った結果、具体的検討とその実施について必要性を認識したとの声が聞かれたことは、この活動の効果が現れたと評価する。今後は、そのような事業所に継続訪問を行い、ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所を増加させていただきたい。

		(商業振興労政課)
	人権課、男女共同参画室、各総合支所等と連携し、事業所訪問（30 社）を行いました。 訪問数については、徐々に増やし、制度周知を行うとともに、関係各課と連携し、今後も継続して意識啓発を行うように努めていきます。	事業所における男女共同参画を進めるに当たり、重要な施策であるので、今後は法律や助成金の紹介等に留まらず、男女共同参画に関するさまざまな先進事例を資料提供するなど、事業所の具体的なアクションにつながるような啓発を継続いただきたい。

14	勤労青少年講座の実施		(商業振興労政課)
	働く若年層の仲間づくりや余暇の充実等、福祉の増進を目的に、勤労青少年講座を実施します。	働く若年者の余暇の充実と、趣味を通じた交友の促進を目的に、勤労青少年講座を開催しました。 当該年度は、料理、ヨガ・ピラティス、植物雑貨クリエイト講座の3講座を実施し、延べ27人（女性22人：81.5%、男性5人：18.5%）が受講し、勤労者の教養、趣味の充実とともに、勤労者福祉の向上を図ることができました。また、広報活動として、チラシの配布や広報津への掲載、津市公式Facebookの投稿を行いました。	令和5年度も参加者数が少なく、本事業の目的を達成されているとは言い難い。受講者を対象としたヒアリングやアンケートで、ニーズを確認されたい。 また、受講の申込時期を随時にするなど、参加者が増えるような講座の開設、働きかけ、環境整備を検討されたい。
15	勤労者福祉の充実		(商業振興労政課)
	勤労者福祉の充実のため、中小企業などの福利厚生事業を支援します。	勤労者のための総合的な福利厚生事業を行うことにより、勤労者の福祉向上を図るとともに、企業の振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的に設置された一般社団法人三重中勢勤労者サービスセンター（ジョイフル中勢）を補助事業（補助金年額：13,000,000円）により支援することで、市内企業の勤労者に対する福利厚生の充実を促進しました。	令和4年度の取り組みに対する審議会からの意見でも述べたが、本事業の効果の検証を実施するとともに、本事業が男女共同参画やワーク・ライフ・バランスにどのように寄与したのかわかる報告をしていただきたい。

④就業・能力開発のための支援

事業名・内容		令和5年度の取り組み	審議会からの意見
16	就業相談・就業支援		(商業振興労政課)
	関係機関と連携し、就業相談や就業支援に係る窓口や施策に関する情報の提供を行います。	平成30年8月に、三重労働局と津市の間で「雇用対策協定」を締結し、本市における雇用、労働に係る課題に関し、協力、連携して取り組んでいく体制を整備しました。 その体制の中で、ハローワーク津や三重県と連携し、市民からの問い合わせ内容に応じてハローワーク津やおしごと広場みえなどの関係機関への直接の案内や、パンフレット、チラシ等の配布を行いました。 また、毎月第2金曜日、第4水曜日に開催しているメンタルヘルス相談（相談件数32件）に関し、広報津やチラシの配布等を通し、利用者へ周知しました。 1か月以上先の予約が埋まる傾向があることから、本年度の状況を見ながら、開催数を増やすなど検討していきます。	メンタルヘルス相談の件数が増えており、1か月先の予約が埋まる状況は、市民にとって必要な事業である。今後は、相談件数の増加について速やかに対応されたい。

17	職業能力向上に向けた支援	(男女共同参画室)
	関係課（室）が連携し、パソコン教室を実施するなど、就業を希望する人の職業能力の向上につなげます。	女性のための就職応援セミナーとして、以下の2事業を実施しました。 (1)エクセルパソコンセミナー 9月22日～10月20日の毎週金曜の全5回実施。参加人数12名。 (2)ファイナンシャルプランナーを講師に迎えたセミナー「夢をかなえるライフプラン&マネー」10月27日実施。参加人数8名。 (2)については、講師及び内容は前年度と異なりましたが、いずれも参加者アンケートより、「大変良かった」「良かった」を合わせた回答が約8割超でした。しかし、定員各20人に対し少ない人数でしたので、今後も就職意欲を持つ女性が求める実効性のあるセミナーを企画し、関係部署と連携しながら周知していきます。
		(商業振興労政課)
		就業支援パソコンセミナーを行いました。 女性の働き方の変化（就職や転職、リモートワークなど）について知り、自分らしい働き方について考えるための「女性のための就職応援セミナー」を男女共同参画室と連携して開催しました。
		新たな講師によるセミナーで受講生のアンケート結果は好評のようだが、受講生数低調の改善にはつながっていない。周知方法等、多面的にその要因を探り、受講生数の増加に努められたい。 パソコン講座のみならず、生成型AIなど注目されているビジネススキルを含めたセミナーを検討されたい。また、その後の就職にどうつながったかというフォロー調査を受講者に対し実施し、今後の事業計画に活かされたい。

			(生涯学習課)
		・ 仕事で役立つパソコン教室 (Word 講座) 開催 9 回、参加者 11 名 (女性 11 名、男性 0 名) ・ 仕事で役立つパソコン教室 Excel 基礎&実践 開催 3 回、参加者 14 名 (女性 13 名、男性 1 名) ・ 就労支援講座「簿記の基礎を学ぶ」 開催 4 回、参加者 12 名 (女性 10 名、男性 2 名) ・ パソコン・スマホ教室サポーター養成講座 開催 4 回、参加者 11 名 (女性 7 名、男性 4 名) ・ 就労支援パソコン講座 P o w e r P o i n t 基礎&実践 開催 8 回、参加者 20 名 (女性 16 名、男性 4 名) ・ 就労支援パソコン講座 P o w e r P o i n t 基礎&実践特別講座 開催 4 回、参加者 17 名 (女性 13 名、男性 4 名) 公民館講座は、性別に関わりなく幅広い年齢層の方が受講しています。 令和 5 年度は、すでに働いている方のパソコンスキルをさらに向上する支援となるよう取り組みました。 今後もパソコン教室を継続して開催し、就業を希望する人やすでに就労中の方に対して職業能力の向上に寄与できる講座内容を取り入れていきます。	多くの講座を開講し、女性に偏りがあるものの一定数の男性受講者がいることを評価する。必要なパソコンスキルは時代とともに変化するため、就職を希望する人の職業能力向上を目的とする講座では、昨今のビジネススキルの動向を探り、テーマを選定されたい。

18	就業条件向上の啓発		(商業振興労政課)
	最低賃金の順守など、就業条件に係る情報に関し、広報紙への登載や事業所訪問等を通じて啓発することにより、就業条件の向上を図ります。	最低賃金については、改定の際に、広報津への掲載や商業振興労政課窓口へのポスター掲示、ホームページへの掲載などにより、啓発を行いました。 また、働き方改革関連法の内容について、厚生労働省が作成した働き方改革関連法に関するハンドブックを窓口等に配架したほか、年次有給休暇の取得促進に向けたポスターの掲示など、就労条件に係る情報の発信に努めました。	就業条件に係る情報はホームページ等で発信されているが、今後は就業条件向上の啓発を事業所訪問の内容に加えていただきたい。
19	育児・介護休業制度などの市職員に向けた啓発		(人事課)
	職員が子育てや介護等をしてしながら、働き続けやすい環境を整備するため、子どもの出生の手続時に、育児休業制度の啓発を行うなど、育児・介護休業制度などの利用促進を図ります。	育児休業を取得しやすい環境の整備や制度の啓発等によって、性別に関わらず育児休業を取得することが当たり前となる中、本市における男性職員の育児休業取得率も飛躍的に向上しました。育児休業により職員減となる所属に対しては、育休代替任期付職員の配置を行っておりますが、令和5年度には当該職員の配置要件を緩和し、より育児休業を取得しやすいような改正を行いました。また、実際に育児休業を取得した男性職員から聞き取った育児休業中の育児や家事の参画状況を、職員向けのリーフレットや職員採用のホームページに掲載し、男性職員の育児参加参画を推進しています。 今後については、子どもが産まれる予定の男性職員に対し、育児参画計画シート（仮称）の作成及び活用を促し、所属や本人、人事担当課が一体となって、男性職員の育児参加を促進していく体制を整備していきます。	育児休業については、男性職員の取得促進に積極的に取り組んでおり、男性職員の取得率の向上は評価する。 しかし、取得日数に男女で大きな差があり、改善が必要である。 また、「育児参画計画シート（仮称）」は男性職員だけでなく女性職員にも必要である。 今後は、育休代替任期付職員採用のみならず、業務の効率化や応援体制強化等の業務改善を実施し、突然発生する介護休暇にも備えられたい。

⑤自営業における女性活躍の推進

事業名・内容		令和5年度の取り組み	審議会からの意見
20	起業家などに対する支援		(経営支援課)
	市内の公的な創業支援機関と連携し、起業・創業を考えている人などに対して、相談窓口の設置、勉強会やセミナーの開催、交流会の場の提供等の支援を行います。	起業・創業に係るワンストップ相談窓口は、今年度の相談件数が312件あり、内訳が男性：92件、女性：220件となり、前年度と比較すると総件数は減少したものの、女性の相談件数は堅調に推移しており、7割を超える状況でした。 また、起業・創業に対する理解と関心を深めることを目的としたビジネスカフェについては、コロナ禍が収束してきた状況を鑑みて、前年度よりも回数を増やして4回開催（いずれも対面形式）し、参加者数は女性43名、男性3名の計46名となりました。	相談件数が減少したものの、女性活躍の推進という観点からは効果を上げていると考えられる。 また、ビジネスカフェについても回数を1回増やすことで、参加者数が増加したことを評価する。 今後も、市内の公的な創業支援機関と引き続き連携し、取り組みを進められたい。
21	女性農業者への意識啓発・支援		(農林水産政策課)
	家族経営協定の締結の後、認定農業者への共同申請を促進します。	農業者が、家族経営協定の作成時に、三重県農業普及センター、津市及び農業協同組合からアドバイスや助言を行う際に、認定農業者の認定を取得されるよう啓発を行いました。 また、認定農業者申請時の面談では、農村女性アドバイザー等の女性が活躍する組織の紹介などの啓発を行いました。	家族経営協定について認知度が低く、協定締結することによるメリットが理解されていないことが、ネックとなっていることは理解できた。今後は、家族経営協定の啓発とともに、農業者に対する男女共同参画の啓発を実施するよう努められたい。 また、女性農業者の活躍を紹介し、女性認定農業者を増やす取り組みを進められたい。

基本目標Ⅲ 政策・方針決定の場における女性の活躍推進

⑥事業所・各種団体等の方針決定の場における男女共同参画の推進

事業名・内容		令和５年度の取り組み	審議会からの意見
22	事業所・各種団体等の方針決定の場における男女共同参画の推進		(男女共同参画室)
	事業所・各種関係団体等の方針決定の場における男女共同参画を促進する啓発を行います。	人権課、商業振興労政課、各総合支所と連携し、市内事業所 40 社に訪問等を行い、男女共同参画について啓発を行いました。訪問の際は、市職員の課長級以上の管理職に占める女性の比率について、令和５年４月１日時点で 14.4%であること及び令和 9 年目標値が 18%であることを説明したうえで、事業所訪問のアンケートにおいて女性活躍推進に係る項目を設けて、より積極的に女性活躍に取り組んでいただくよう依頼しました。今後も関係部署と連携して事業所訪問による啓発を行っていきます。 なお、令和 6 年 3 月発行の津市男女共同参画情報紙つばさにおいて、津地方・津家庭裁判所で初の女性所長として就任された中村氏のインタビュー記事を掲載し、地元で活躍する女性を紹介しています。	事業所訪問の目的達成のためにアンケートを活用するなど工夫が見られる。アンケートの結果から、取り組みに改善は見られるものの不十分な事業所もある。民間の事業所、とりわけ中小企業、小規模事業者における男女共同参画推進の取り組みは重要であることから、引き続き啓発活動に努められたい。
			(商業振興労政課)
		人権課、男女共同参画室、各総合支所等と連携し、事業所訪問（30 社）を行いました。 制度周知を行うとともに、関係各課と連携し、今後も継続して意識啓発を行うように努めていきます。	民間の事業所、とりわけ中小企業、小規模事業者における男女共同参画推進の取り組みは重要である。事業の目的を達成するためには、本社機能、人事権を有する職場への訪問を積極的に増やしていただきたい。 また、訪問した事業所がその後どのように取り組んでいるかを確認していただきたい。

23	男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進		(危機管理課)
	防災会議への女性の参画を促進するなど、さまざまな機会において男女共同参画の視点を取り入れ防災対策を推進します。	令和5年度の防災会議においては、男性36名、女性7名が就任いただいております。そのため、令和5年度に役職満了となる委員に対し、後任の委員には任意で女性を推薦いただくよう依頼しました。 令和6年度については、引き続き、防災会議への女性の参画（女性の委嘱）を促進するなど、さまざまな機会において男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を推進します。	女性視点での防災対策は必須なため、防災会議における女性委員の比率が16.3%である現状を早く改善していただきたい。 また、防災会議だけでなく、地域の自主防災会の役員についても女性の参画を促進する取り組みをお願いしたい。 加えて、現在参加している委員の男女共同参画への理解も重要であることから、男女共同参画の学びの機会を提供されたい。
24	農業委員会への女性の登用の推進		(農業委員会事務局)
	農業委員会の委員等の任命・選出において、男女双方の視点や意見を意思決定の場に反映するため、女性の登用を推進します。	津市農業委員会における委員（任期：令和4年4月1日から令和7年3月31日まで）24名中、女性委員は1名で女性登用率は4.2%です。令和3年度末の任期満了に伴う選任により女性委員の人数は2名から1名となりました。募集にあたっては広報誌「農業委員会だより」令和3年12月号、市ホームページや農業団体等との会合等において女性の推薦・応募について呼びかけました。窓口には農業委員等を募集するためのチラシを設置し啓発していますので、今後も引き続き、次世代を担う地域のリーダーとなる女性の参画を推進していきます。	女性の委員が1名となっていることから、女性農業者に対し、認定農業者の申請を積極的に働きかけていただきたい。 また、認定農業者以外の委員枠において女性を選出できるよう、農業従事者の会合等で説明や相談を行うなどの方策を検討されたい。

25	政治分野への女性の参画の推進	(男女共同参画室)
	政治分野における男女共同参画を促進するための啓発を行います。 6月24日三重県内男女共同参画連携映画祭「お終活」開催時に、会場受付で政治分野における男女共同参画の推進に関する法律のパネルを展示しました。499人の参加があり、映画開始前から多くの方に見ていただくことで、周知につながりました。 また、11月25日開催の「津市男女共同参画フォーラム わあむ津」では、実行委員会による電子かみしばいで「“市議会議員に出る”だって！」を上演し、日本の政治分野のジェンダー・ギャップ指数が低いこと等を含め周知につながりました。 今後も、政治分野への女性の参画推進に向けて積極的な周知・啓発を図ります。	年2回の啓発ではあまり効果が期待できない。ジェンダー・ギャップ指数にかかる政治参画分野の実態とともに、三重県や津市における政治分野への女性の進出状況を周知されたい。 また、三重県内男女共同参画映画祭等のイベント時に、パネル展示だけでなく、開演前にパワーポイントでの啓発の実施を検討していただきたい。

⑦市の方針決定などにおける男女共同参画の推進

事業名・内容	令和5年度の取り組み	審議会からの意見
26 審議会などへの女性の登用推進		(全庁・行政経営課)
市が設置する審議会※などについて、女性の登用状況の把握を行うとともに、男女双方の視点や意見を意思決定の場に反映するため審議会などへの女性の登用率が40%を超えるよう、女性の登用を推進します。 ※都市計画審議会や防災会議等	津市人権施策基本方針及び第4次津市男女共同参画基本計画（令和5年3月策定）を踏まえ、令和5年4月1日付で津市附属機関の組織及び運営に関する指針に位置付ける女性委員比率の目標を40%に引き上げました。 女性委員比率の向上に向け、これまでの取り組みに加え、令和5年度からは、新たに各所管課における任期満了による次期委員の選任手続きに間に合うよう委員推薦依頼団体に対して女性委員の推薦を求める文書を送付しています。 また、一部の委員の改選時において、著しく女性委員の比率が低い審議会等の所管課に対しては、次回一斉改選時には女性委員比率の更なる向上を求める文書を送付するなど、女性委員比率の向上に向けた新たな取り組みを実施しました。 各種団体等に対して、積極的な女性の推薦を依頼していますが、審議会によっては推薦依頼団体の構成上、そもそも女性が少ない場合や、役職者を推薦したいという団体側の意向等もあり、思うように女性委員比率の向上につながらない側面があります。 引き続き女性委員比率の向上に向け、継続的に取り組んでいくことが必要です。 なお、令和6年3月31日時点で71の附属機関のうち女性委員の占める割合は、25.8%（259人/1,002人）となっています。 今後も引き続き「津市附属機関の設置及び運営に関する指針」に位置付ける女性委員比率の目標を達成できるよう各審議会所管課及び男女共同参画室と連携し、各種の取り組みを継続的に実施していきます。	5年後に女性委員の比率を40%とするという目標を実現するためには、文章での依頼だけでは難しいと思われる。選出団体の削減や追加で、女性比率が増えるように取り組んでいる審議会もあるため、団体に選出を任せるのではなく、女性比率の低い団体へは直接出向くなど、これまで以上に積極的な取り組みに努められたい。

27	市職員における女性の管理職への登用の推進	(人事課)
	女性の管理職への登用を推進していくためには、主査、担当副主幹及び担当主幹への積極的な登用を促進する必要があることから、各役職段階の女性職員の確保を念頭に置いた職員配置及び人材育成を行います。また、消防職員においては、昇任試験などの機会を通じて、女性の管理職への登用の推進を図ります。 課長級以上職員に占める女性職員の割合を目標値として掲げる「津市特定事業主行動計画（令和3年3月31日付策定）」に基づき、令和6年4月1日付け人事異動においては、新たに2人の女性職員が次長級に昇任するとともに、消防職の課長級（消防団統括室長）に県内消防で初めて女性職員を登用するなど、総勢14人の女性職員が課長級以上の職に昇任したことで、課長級以上の職における女性職員の占める割合は、令和6年4月1日時点において、昨年の14.4%から16.4%に上昇しました。当該人事異動後は、部長級の職に3人、部次長級の職に4人、課長級の職に40人が在任し、総勢47人の女性幹部職員が、今年度から新たに就任した女性副市長と一緒に、本市の運営に携わっています。 また、令和5年10月4日（水）には、津市教育委員会事務局で管理職としても勤務経験のある、三重県男女共同参画センターフレンテみえ所長の荻原くるみ氏を講師に招き、担当主幹または担当副主幹級の女性職員及び希望者36名を対象に「女性職員活躍セミナー」を実施しました。	着実に女性管理職を登用していることは評価するが、県及び他市と比較すると18%という目標値は決して高いものではない。女性副市長の就任とともに47名の女性幹部職員の存在が津市の女性活躍推進の契機となるよう努められたい
	1 これまで1名の女性職員が主幹級（管理職）でありましたが、令和5年度実施しました昇任試験に当該職員が合格したことから、令和6年度には消防職における三重県下初の女性課長級職員が誕生しました。 2 今後も引き続き、女性の管理職への登用を図るため、女性職員の積極的な職員配置を行い、多岐にわたる業務を経験させることで人材育成を図っていきます。	(消防総務課) 令和6年度に三重県下初の女性課長級職員が誕生したことは喜ばしい。これをモデルとして、女性職員がチャレンジできるような環境づくりに努められたい。 また、女性の少ない職場であるため、女性が働きやすい職場環境の整備にも尽力いただきたい。

28	市のあらゆる分野における女性職員の登用の推進	(人事課)
	女性職員の研修参加を推進することにより、新たに求められる課題に対応できる能力を向上させ、企画・立案、決定過程の場への女性職員の参画を促し、あらゆる分野において登用できるよう経験や能力の向上を図ります。また、各種研修を通じ、男女が共に能力を向上させるとともに、固定的な性別役割分担意識を見直し、各々の能力や適性に応じた職員の配置を行います。 1 女性職員活躍セミナーの実施 今年度は、受講を希望する担当主幹・担当副主幹級の女性職員及び希望者を対象に、津市教育委員会事務局で管理職としても勤務経験のある、三重県男女共同参画センターフレンテみえ所長の荻原くるみ氏を講師にお招きし、「ジェンダー平等をめざして ～自分らしく・・・そしていきいきと元気に～」をテーマに実施しました。受講者からは「仕事をしていくうえで、同じ女性として講師が苦労した時に克服したことなど大変参考になった」等という声があり、女性管理職の意欲を喚起し、新たな気づきや業務進行の手法を振り返る動機付けにつながりました。 講師：三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」 所長 荻原 くるみ氏 日時：令和5年10月4日（水） 受講者：36名 2 女性職員の派遣研修 職員の派遣研修においては、女性職員を対象とする自治大学校第1部・第2部特別課程の第46期に1名を派遣し、自治体職員として求められる高度で専門的な研修を通じ、政策形成能力や行政管理能力の向上を図りました。	職員採用ポスターや動画など男女共同参画の視点でPRされていることは評価する。固定的な性別役割分担意識を払拭した人事配置となるよう、採用の段階からさまざまな職種に性別を超えて受験が増えるよう取り組んでいただきたい。 また、人事配置の際には男女比に偏りが生じないよう努められたい。

			(消防総務課)
		総務省消防庁の方針に沿って本市消防本部で設定した女性消防吏員数値目標を達成するため、消防庁ポータルサイトへ県等と連携した情報掲載や、昨年度に引き続き、県内の大学、市内の専門学校等への女性消防吏員の訪問による職業説明会を実施し、女性受験者の獲得に向けた取り組みを進めました。また、女性職員の意見交換会や研修を実施し、女性の活躍推進を図りました。 ○令和5年度の取り組み ・大学、市内の専門学校、高校への女性消防吏員の訪問等による職業説明会（参加女性 50 人） ※今年度初めて消防本部で女性向け職業説明会を実施 ・消防職員採用試験の女性受験者の状況 令和5年（令和6年度採用）：女性受験者 3 人 ・他機関（警察、自衛隊等）の女性職員との意見交換会 ・消防長と女性職員との意見交換会 ・女性のキャリアプラン研修 女性受験者数・女性消防吏員を増加させ当該数値目標を達成するために、引き続き、女性消防吏員のPR活動を継続して消防職に対する理解度を促進させるとともに、県内の大学、市内の専門学校等に対する職業説明会の実施を継続していきます。また、災害対応する他機関（警察、自衛隊等）との情報交換や研修を実施し、より魅力ある職場づくりを推進していきます。	女性職員登用に向けて、工夫を凝らして努力している点を評価し、その効果が上がることを期待する。

29	津市職員男女共同参画研修会の充実	(人事課)
	男女共同参画に関する職員の意識の高揚と庁内の推進体制の充実を図ることを目的に、人事課と男女共同参画室の共催による職員研修会を開催します。 1 女性職員活躍セミナーの実施 今年度は、受講を希望する担当主幹・担当副主幹級の女性職員及び希望者を対象に、津市教育委員会事務局で管理職としても勤務経験のある、三重県男女共同参画センターフレンテみえ所長の荻原くるみ氏を講師にお招きし、「ジェンダー平等をめざして ～自分らしく・・・そしていきいきと元気に～」をテーマに実施しました。受講者からは「仕事をしていくうえで、同じ女性として講師が苦労した時に克服したことなど大変参考になった」等という声があり、女性管理職の意欲を喚起し、新たな気づきや業務進行の手法を振り返る動機付けにつながりました。 講師：三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」 所長 荻原 くるみ氏 日時：令和5年10月4日（水） 受講者：36名 2 女性職員の派遣研修 職員の派遣研修においては、女性職員を対象とする自治大学校第1部・第2部特別課程の第46期に1名を派遣し、自治体職員として求められる高度で専門的な研修を通じ、政策形成能力や行政管理能力の向上を図りました。	令和4年度の取り組みに対する審議会からの意見への対応が見られず、かつ受講生が減少したことを遺憾に思う。男女共同参画は女性はもちろんだが、男性にこそ学んでほしい分野である。女性の活躍には男性職員の理解も必須であるため、男性職員の受講の機会を提供されたい。

		(男女共同参画室)
	7月12日～8月15日に、津市全職員を対象に、動画研修を実施しました。参加者は3,745人で、参加率は79.4%でした。 内容は、厚生労働省イクメンプロジェクト「男性の育児休業取得促進オンラインセミナー」で、アンケートの回答数は3,131件で、回答率は全参加者の83.6%でした。 アンケートの結果は、研修内容については「とても良かった」、「良かった」を合わせた回答が93.1%を占め、産後パパ育休の内容については、「理解できた」「だいたい理解できた」を合わせた回答が98.8%でした。また、「あなたの職場は、育児・介護休暇、有給休暇などの各種休暇制度を希望どおり取得できますか。」の質問については、「ほぼ希望通り取得できる」の回答が7割超でした。 今後も、男女共同参画に関する職員の意識高揚につながる社会情勢に合ったテーマの職員研修を実施し、庁内の男女共同参画推進体制の充実を図ります。	動画研修への参加率が昨年度よりも僅かながら上回った点は評価するが、アンケートへの回答率が10ポイント以上減少したことは残念である。アンケートに回答することが意識の定着につながると思われるので、回収率を上げる工夫をされたい。 また、研修のテーマについては、方針決定の場への女性の参画を啓発するなどの直接的なものを実施されたい。

基本目標Ⅳ 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進

⑧子育て支援の充実

事業名・内容		令和5年度の取り組み	審議会からの意見
30	子育て支援事業の充実		(こども家庭センター)
	地域の子育て家庭を対象に、育児相談や親子の交流の場の提供、交流の促進を図ります。また、子育てに関する各種情報の提供を行います。	子育て支援センターでは、新型コロナウイルス感染症の5類への移行に伴い通常時においては利用者数の上限を撤廃し、気軽に利用できる環境づくりに努めましたが、行事、イベントについては予約制としており、行事によっては人気が高く参加できないという意見もあり、行事期間の拡大により参加枠の拡大が課題となりました。 また、家族参加型のイベントを土曜日等の週末に開催するなど男性の子育て支援センターの利用促進を図り、全体の保護者に対する男性の割合は、ネットアスレチック等があるげいのう わんぱーくで開設している芸濃子育て支援センターでは令和5年度（4月～2月）において13.1%（前年度12.6%）、全体では6.0%（前年度5.5%）と微増となりました。来年度においては、週末に開催する家族参加型のイベントを年4回（前年度2回）と回数を増やし、父親も子育てに参加しやすい環境づくりに努めていきます。 子育て支援センターのアンケート（令和6年2月実施）において、利用者のうち、子育て支援センターで相談したことがあると回答した割合は65%と高く、今後も引き続き、気軽に相談できる場として相談しやすい環境づくりに取り組んでいきます。	父親の係わり方について、イベントは「参加」でよいが、子育ては「参画」と表記されたい。

31	保育サービスの充実		(保育こども園課)
	保育の需要見込みに対応するため、施設整備や保育士確保を進めるとともに延長・休日・一時など保育サービスの充実に努めます。	市内の保育所・認定こども園等において、延長保育は公立 12 園、私立 25 園で、休日保育は私立 1 園で、一時預かりは公立 14 園、私立 8 園で実施し、保育サービスの充実に努めました。 保護者のニーズに対応するため、「保育のおしごと相談会」を 3 回実施し、25 人の参加者のうち 12 人の就業につながるなど、保育士確保の取り組みを行いました。 さらに、保育士不足を解消するため、「保育士・幼稚園教諭等就労開始応援事業」を創設し、次年度に向けた保育士確保に取り組みます。	保育士不足を解消するために、相談会を 3 回実施し 12 名の就業につなげたことや、次年度に向けた保育士確保のための事業を創設したことは評価する。引き続き、保育士の確保に努められたい。
32	放課後児童対策の充実		(生涯学習課)
	就労などにより、保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。	施設整備については、専用区画面積の確保が必要な施設の内、一志放課後児童クラブをとことめの里一志内へ移転改修整備を行うことにより、施設の狭あい化を改修することができました。また、誠之放課後児童クラブの 2 つ目の施設の新築と旧白塚幼稚園舎を活用した白塚地区放課後児童クラブ専用施設の整備を行うための実施設計に取り組みしました。 また、支援員等の人材確保については、夏休み等の長期休業中はクラブの職員不足や求人募集しても応募が少ないなどの課題があり、教育現場で勤務する会計年度任用職員が長期休業中に放課後児童クラブへ従事する取り組みを継続した結果、令和 5 年度は 52 クラブに 70 人が従事しました。また、令和 5 年度はクラブの職員不足解消に向け学童保育就職フェアを実施し、21 名の方に参加いただきました。	放課後児童クラブの受け入れ可能児童数が目標値に近づいていることは評価する。施設の整備や職員確保に加え、各クラブの状況を把握することでさらに充実した運営を実現されたい。

33	ファミリー・サポート・センター事業の充実		(こども家庭センター)
	子育てのお手伝いが可能な人を紹介し、相互の信頼と了解のうえで、一時的に子どもを預けることができる事業を実施します。	令和5年度は、2,073 件（子育て支援緊急サポートネットワーク事業 111 件含む）の会員相互の援助活動がありました。 提供会員の基礎的な知識の獲得及び資質向上を目的として5日間の養成講座を2クール（計 24 講座、57 時間程度）実施するとともに、依頼会員と提供会員のつながりを深めるための交流会を開催しました。 さらに新たな提供会員の確保や、広報津への記事掲載や独自の広報紙（ふぁんふぁん）作成等、広報活動を継続して行っています。	令和4年度同様、令和5年度に関しても会員の確保や支援活動の向上に取り組んでいることは評価する。一方で令和5年度の会員相互の援助活動は、前年比 652 件減となっており、大幅に減少している。その現状と原因についても分析するとともに、必要な対策を検討し、実施されたい。 また、提供会員の確保が困難かもしれないが、その意義を周知し、確保に努められたい。
34	子育て支援ショートステイ事業の充実		(こども家庭センター)
	保護者の病気・出産・冠婚葬祭・出張・家族の病気などの看護・育児不安等により、家庭で一時的に子どもの養育が困難になった時、児童福祉施設などで子どもを預けることができる事業を実施します。	子育て支援ショートステイ事業については、育児疲れや育児不安等の理由を中心に延べ 51 人、218 日の利用があり、虐待の未然防止の観点から、必要に応じて児童相談所の一時保護と連携する等、制度運用を図りました。 また、保護者の病気・出産、家族の病気の看護等、家庭で一時的に子どもの養育が困難になった際に保護者が利用できるよう、市民へ広く事業を周知するため、市ホームページや市が発行する子育てハンドブックへの掲載のほか、当課相談窓口や関係機関を通じて、事業案内を実施しました。 引き続き、保護者の精神面、健康面へのフォローなど、支援の充実に努めていきます。	子育て支援ショートステイ事業の利用者数及び利用者日数が減少したことについて、その要因を分析し、必要な対策を検討及び実施されたい。 また、安心して気軽に利用できるよう、当該事業の周知を一層工夫されたい。

35	家庭児童相談の実施	(こども家庭センター)
	子育てについての悩みや不安等の気持ちを受けとめ、必要に応じて専門機関へつなげます。 家庭児童相談の第一義的な窓口として、日々寄せられるさまざまな相談に対し、助言やさまざまなサービスを案内する等、幅広い相談に柔軟に対応するよう努めるとともに、必要に応じて児童相談所や保健センター、発達支援センター等の専門機関につなげ、児童虐待防止に努めました。 また、オンライン研修などに参加することで、相談員のさらなる資質向上を図りました。 さまざまな相談に対して幅広い助言や対応ができるよう、週1回、こども支援課と保健センター等の担当職員間での情報の共有の場を設け、情報共有を図りました。教育委員会や保育関連部署についても必要に応じて随時情報共有しています。引き続き、保護者等がより気軽に相談できるよう相談事業の周知に努めます。	家庭相談の受付件数の増加に対応し、統括支援員や他の職員の追加配置が行われるなどの相談体制が強化されたことは評価する。 しかし、現状の人数で十分に対応できているのか、検討いただきたい。
36	男性の育児参画の推進	(こども家庭センター)
	父親の子育て講座などを開催し、家庭における固定的な性別役割分担意識を見直しながら、男性の育児参画を推進します。 親支援教室を1回開催し、実績は次のとおりでした。 「パパの調理体験&子育て期に役立つ栄養のお話(11月11日(土))」 18組参加 父親向けの教室だけでなく、母親からも誘いやすいよう母親サロンを同時に開催しました。 管理栄養士による進行のもと、同年代の子どもをもつ父親同士で調理・情報交換することにより、子育てに対する積極性や自信を引き出すことができました。	親支援教室は男性の育児参画のきっかけとなる有用な事業であり、参加数も増加していることから、開催回数の増加に努められたい。また、父親向けの講座や情報交換の場を提供するなど、父親同士で子育ての悩みを共有しあう場も必要と思われる。

37	市職員の家庭における男女共同参画の推進	(男女共同参画室)
	男性の家庭での育児・介護等について職員に啓発を行い、また、男性職員向けの家事や育児講座等を開催し、家庭における固定的な性別役割分担意識を見直しながら、職員の家庭における男女共同参画を推進します。 7月12日～8月15日に、津市全職員を対象に、動画研修を実施しました。参加者は3,745人で、参加率は79.4%でした。 内容は、厚生労働省イクメンプロジェクト「男性の育児休業取得促進オンラインセミナー」で、アンケートの回答数は3,131件で、回答率は全参加者の83.6%でした。 アンケートの結果は、研修内容については「とても良かった」、「良かった」を合わせた回答が93.1%を占め、産後パパ育休の内容については、「理解できた」「だいたい理解できた」を合わせた回答が98.8%でした。 また、「あなたの職場は、育児・介護休暇、有給休暇などの各種休暇制度を希望どおり取得できますか。」の質問については、「ほぼ希望通り取得できる」の回答が7割超でした。 今後も、津市職員に対し、男性の家庭での育児・介護等について啓発を継続し、男女が共に仕事・家庭・育児・介護等と両立できるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に取り組みます。	比率としては低いですが、各種休暇制度を「ほとんど取得できない」という回答があることを遺憾に思う。アンケートの結果を受けて、男女問わずすべての職員が希望した時に休暇が取れるような職場づくりができるよう、人事課とともに取り組んでいきたい。
	・男性家事育児研修の実施 20代～40代の希望する男性職員及び育児休業の取得を考えている男性職員を対象に、津市男女共同参画審議会委員の松林秀典氏を講師にお招きし、家庭における固定的な性別役割分担意識を見直しながら、職員の家庭における男女共同参画の推進を目的に男性家事育児研修を実施しました。研修を通じ、他者に関心をもつことや価値観の違いを理解することを教えていただき、また育休を取得した男性職員の体験談等を通じ、男性職員が家庭での役割や育児を見直す機会となり、またこれから家庭を築く職員にも今後育児をする立場になった際に実践できる知識を身に付ける機会となりました。 講師：津市男女共同参画審議会委員 松林秀典氏、 育児休業を取得した男性職員2名	(人事課) 実際に育児休業を取得した男性職員の体験談等を通じ、家庭での男女共同参画を考える男性家事育児研修は良い企画だと思われる。こうした研修が男性の育児参画や家庭への参画意識を高め、育児・介護休業の取得増加につながると期待する。

		日時：令和5年7月20日（木） 受講者：24名 ・育児休業を取得した男性職員の紹介 育児休業を取得した男性職員が、実際にどのように育児や家事に参画していたのか、育児休業を取得するにあたっての準備等を職員向けのリーフレットや津市ホームページ等で紹介することで、男性が育児休業を取得することをより身近に感じてもらえるよう啓発しています。	
--	--	--	--

⑨ 男女の生涯にわたる健康の支援

事業名・内容		令和5年度の取り組み	審議会からの意見
38	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）を促進する意識啓発		（男女共同参画室）
	性と生殖に関する健康と権利についての理解の普及に努めます。	6月24日三重県内男女共同参画連携映画祭「お終活」開催時に、会場受付でリプロダクティブ・ヘルス/ライツのパネルを展示しました。499人の参加があり、映画開始前から多くの方に見ていただくことで、周知につながりました。 また、「からだ（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）・多様な性」をテーマの一つとして入れた図書リストを津市ホームページに掲載しており、今後もリストの更新をしていく予定です。 今後もイベント等のパネル展示、図書リストのみならず、機会を見つけて広く啓発を継続していきます。	令和4年度取り組みに対する審議会からの意見でも述べたが、市民のリプロダクティブ・ヘルス/ライツに対する認知度は低く馴染みも薄い。イベントへのパネル展示や図書リストの整備だけでなく、できるだけ多くの機会を捉えて市民への啓発を積極的に実施されたい。
		性と生殖に関する健康と権利について、すべての中学校に産婦人科医や助産師などの専門家を派遣し、医学的知見に基づいた性や妊娠・出産に関する正しい知識の普及を進め、命の大切さや将来のライフプランを考える機会を提供する思春期ライフプラン教育事業を実施しています。	（教育研究支援課） 小学校、中学校と発達段階に応じて「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に関わる考え方を教育していることは評価できる。 しかし、医学的な見地からだけでなく、「自分と相手を大切にする」という人権教育の見地からも学習を進めていただきたい。子どもたちを加害者にも被害者にもしない取り組みを実施し、中学校段階では言葉そのものを示し、概念を身に付けられるよう努められたい。

39	男女の生涯にわたる健康の保持・促進	(健康づくり課)
	乳幼児から高齢者まですべての世代に及ぶ切れ目のない健康づくりを行います。	市民一人ひとりが自分の健康に対する意識を高めることが大切なため、それを強く後押しする施策を引き続き実施していただきたい。
		(保険医療助成課)
	特定健診を受診しやすい体制づくりとして、引き続き、住民税非課税世帯の無料化、土日の実施、出前健診の実施、特定健康診査以外での健診結果データ受領を行いました。 また、施設健診については、1月まで実施期間を延長したほか、ポスター・チラシ等の啓発物を医療機関や農業協同組合等へ配付し、健康まつりにおいても啓発に努めました。 さらに、健康診査の受診率が低い地域に対しては、自治会の協力により回覧板にて特定健康診査の啓発を行うとともに、訪問による勧奨を252人に実施し、巡回健診受診者には粗品を進呈しました。 また、今年度65～69歳のうち、電話番号を把握できた159人に対して電話による勧奨を行いました。加えて、ハガキによる勧奨を8月に14,165通、9月に27,342通送付しました。 今後も、より効果的な啓発や勧奨を実施し、特定健康診査の受診率向上を目指します。	特定受診率の向上を目指し、さまざまな手段で受診への呼びかけを実施していることを評価する。 未受診に関しては、個々人の意思に由来するものであるが、今後も引き続き啓発や勧奨に努められたい。また、令和4年度の取り組みに対する審議会からの意見としてお願いしたが、健康マイレージ事業との連携強化を行い、受診率向上を目指されたい。

40	感染症流行などにおける取組の充実	(健康づくり課)
	広報紙、ケーブルテレビ、健康まつり等を通じて、感染症、熱中症、食中毒の予防や対処方法について伝えます。また、感染症の流行時は県と連携し、発生状況など、適切な情報を迅速に提供します。 【感染症の予防啓発】 広報津や津市ホームページ、健康まつりの他、予防接種による感染症予防については個別通知をするとともに、感染症の流行状況等、県と連携のもと情報提供し予防啓発に努めました。 【熱中症の予防啓発】 広報津（6月1日号）での熱中症予防チラシの全戸配布、津市ホームページのバナー（回転バー）の表示、津リージョンプラザ1階電子看板（デジタルサイネージ）の掲示、津市公式Facebookへの掲載、及び夏季における館内放送（本庁舎、津リージョンプラザ及び久居庁舎）等により、予防啓発を実施しました。また、熱中症アラートが発令された場合は庁内メールで職員へ周知することで、市民への予防啓発につながるように努めました。 【食中毒の予防啓発】 広報津や津市ホームページ、地域での健康講話等で予防啓発に努めました。	受診する前の的確な判断が求められるケースがあることに配慮し、感染症等に関する情報を具体的に市民に向けて発信するよう努められたい。

⑩介護・高齢者・障がい者支援の充実

事業名・内容		令和5年度の取り組み	審議会からの意見
41	包括的支援事業の実施		(地域包括ケア推進室・高齢福祉課)
	地域包括支援センター・在宅介護支援センター等、関係機関と連携し、総合相談・支援、虐待防止・権利擁護等を行います。	地域包括ケア推進室内にある地域包括支援センターを基幹型とし、市内に10か所の地域包括支援センターを地域に密着した相談窓口の拠点として配置し、高齢者の権利の尊重を図るため、権利擁護事業に取り組みました。取組状況については、地域包括支援センターの事業評価等を通じて確認、指導を実施しました。 また、家族介護教室については、前年度から始めた土曜日の開催に加え、オンラインを活用したハイブリッド開催を行うなど、介護家族をはじめ地域の方がより参加しやすい教室とすることで、高齢者とともに介護家族についても地域全体で支援するきめ細やかな相談対応に取り組むことができました。 今後も引き続き、取り組みを実施していきます。	家族介護教室について、土曜日の開催に加え、オンラインを活用したハイブリッド開催を行うなど介護家族とともに地域の住民が参加しやすい教室とし、きめ細かな相談対応に取り組んだことは評価するが、「介護に対する男女の意識差の存在」が課題とされており、育児参画同様、介護へ男性が参画することが強く求められている。啓発活動とともに家族介護教室等の実践的な取り組みを期待する。

42	介護保険サービスの利用促進	(介護保険課)
	要介護者の家族の介護負担を軽減し、男女が生活の中で介護が行えるよう、社会全体で支える仕組みとして介護保険制度の理解の普及、介護保険サービスの利用促進を図ります。 広報津（7月1日号）にて、負担割合証送付の案内、負担限度額（介護保険施設等における食費・居住費の減額制度）の認定申請の案内を行い、介護保険制度の周知を図りました。 介護保険サービスの利用促進については、高齢者が身近な地域で生活ができるよう、また、在宅での介護の負担軽減に資するよう、第8期介護保険事業計画に基づき地域密着型サービスのうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の事業所の整備を進めるため、8月に公募を実施しました。公募にあたっては、広報津（8月16日号）での周知と併せてホームページでの周知も行いました。 引き続き介護保険制度の理解の普及に努めるとともに、令和5年度においては地域密着型サービスの応募がなかったことから、次年度以降も公募を実施し、サービス事業所の整備に努めていきます。	事業所が、地域密着型サービスに応募するためには、事業としてのメリットが必要となる。令和5年度は応募がなかったとのことなので、応募対象の事業所に聞き取りを行ったうえで、応募条件を見直し、サービス事業者の獲得・整備に努められたい。

43	高齢福祉サービスの充実		(高齢福祉課)
	支援が必要な高齢者やその家族が、安心して在宅生活を送れるよう、緊急通報装置事業、老人日常生活用具給付等事業、配食サービス事業、家族介護慰労事業、紙おむつ等給付事業などの各種福祉サービスを提供し、自立生活を支援します。	介護保険以外の配食サービス、緊急通報装置事業など的高齢者福祉サービスを展開し、在宅で安心して生活できるよう取り組みました。 また、徘徊探索器購入補助事業を新設し、高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられる環境づくりを進めてきました。 引き続きすべての高齢者が安心して暮らしていけるよう高齢福祉サービスの推進を進めていきます。	令和5年度は徘徊探索機購入補助事業を新設した前向きの姿勢を評価する。高齢者が在宅で安心して生活できるさまざまな福祉サービスや補助事業が展開されているが、このサービスが必要な家族や高齢者に届いているかを検証するとともに、より広く周知できるようその方法を工夫されたい。
44	障がい者の自立への支援		(障がい福祉課)
	障がい者個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活及び自立への支援を行います。	障がい福祉サービスを初めて利用される方の聞き取り時において、生活状況等を含め確認を行っており、またその後においても、サービス利用を継続していく中で相談支援専門員が定期的にモニタリング等を通してニーズなどの確認を行い対応をしています。	障がい者への性暴力被害の有無や、女性の就労を含めた社会進出が図られているかなどを確認しながら自立への支援が実施されている。今後も障がい者本人や家族に向き合い、自立支援に努められたい。 また、相談支援専門員はより障がい者の生活に近い存在である分、男女共同参画への意識の高さが求められる。専門員に向けての男女共同参画研修を実施されたい。

⑪防災対策における男女共同参画の推進

事業名・内容		令和5年度の取り組み	審議会からの意見
45	避難所運営委員会の体制整備		(防災室)
	男女のニーズの違いや男女双方の視点に配慮された避難所の設置と運営に努めます。避難所運営委員会の構成については、男女共同参画に配慮した体制が築けるように自主防災会などにも呼びかけます。	平成30年度から毎年自主防災会に対して、「自主防災組織に関するアンケート調査」を行っており、アンケート調査の中で、避難所運営委員会に女性委員が選任されているか等の確認をしています。なお、アンケート集計結果によると、回答があった避難所運営委員会設置済みの自主防災組織は、指定避難所172箇所中77箇所、117組織です。そのうち構成人数について回答があったものについては、112組織となっており、女性構成員登用組織は112組織のうち72組織となっています。アンケートの回収率が100%でないため現状値は推計値となりますが、自主防災組織においての女性委員登用率は64.3%となり0.3%の減少となりますが、前年度が48組織のうち31組織で64.6%であるため、ほぼ横ばい状態であると考えます。 引き続き、各自主防災会長を通じて女性委員登用について働きかけ、研修会や地域の防災学習会、避難所運営訓練などの機会を通して避難所運営に女性の視点を入れることの必要性を助言指導し積極的に働きかけていきます。	避難所運営委員の女性比率が前年度比でほぼ横ばい状態と進捗が見られないことを残念に思う。令和4年度の取り組みに対する審議会からの意見でも述べたが、今後は自治会や自主防災組織へ出向き、女性委員登用が進まない原因の把握と実態調査を実施し、より有効な働きかけに努められたい。 また、三重県男女共同参画センターフレンテみえの「フレンテトーク（研修・講師派遣）」に「男女共同参画の視点での防災・減災」のテーマがあるので、各自主防災会等に活用を促してほしい。
46	備蓄品の整備		(防災室)
	備蓄品については、男女のニーズの違いや男女双方の視点を踏まえ、引き続き津市備蓄計画に基づき検証を行いながら、更新及び備蓄をしていきます。	備蓄計画に基づき、避難所における公的備蓄の更新を行いました。 引き続き、男女のニーズの違いや男女双方の視点にも配慮しながら、安心して避難ができるために必要な物品を精査するとともに、防災訓練や防災学習会等において、男女の視点の違いに配慮した、家庭等で備蓄する自助の推進及び啓発を行っていきます。	能登半島地震で、男女のニーズの違いだけでなく、高齢者が多いなど地域の特性も加味する必要があることがわかってきている。地域の実態に応じたきめ細かい備蓄品の整備をお願いしたい。

基本目標Ⅴ 男女共同参画を阻害する暴力防止などに対する環境の整備

⑫DV防止に向けた啓発、相談、支援体制の整備と充実

事業名・内容		令和5年度の取り組み	審議会からの意見
47	DV防止に関する啓発の実施		(男女共同参画室)
	各種イベントや講座等を通じて、DV防止に向けた啓発に努めます。	9月のメールマガジンにおいて、加害者を処罰する法律（不同意性交等罪）の大幅改正について、取り上げました。 また、11月には、本庁舎、各総合支所、各図書館及び各保健センターにおいて、「女性に対する暴力をなくす運動」を啓発するためのポスターの掲示、啓発シールの配布等を行いました。 さらに、内閣府主催の「性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修」の追加がありましたので、当室職員が受講し、被害者支援についての知識を深めました。 今後も引き続き、機会を捉えて、関係部署と連携しながらDV防止に向けた啓発と知識の向上に努めます。	DV防止関連のオンライン研修について、男女共同参画室の職員に留まらず庁内の関連部署の職員にも受講してもらい、被害者支援に対する知識習得とさらなる男女共同参画意識向上につなげていただきたい。 また、津市男女共同参画情報紙つばさの発行時、津市男女共同参画フォーラム わあむ津開催時、三重県内男女共同参画連携映画祭開催時など、さまざまな機会をとらえた啓発や、女性トイレへのカードの設置など、きめ細かい啓発をされたい。

48	DV防止のための活動と被害者などの支援	(こども家庭センター)
	周囲の人が早期発見できるよう、教育機関、保育所及び福祉関係窓口、医療機関等との協力体制づくりに努めるとともに、庁内の関係部署や県女性相談所、警察等の関係機関との連携により、DV被害者及び同伴児童などの緊急時における安全確保及び一時保護を行います。また、被害者の自立に向けて、各種制度の利用方法などの情報提供、助言その他の援助を行います。 庁内関係部署や警察等と連携し、DV被害者が本市の女性相談につながるよう取り組むとともに、若年から高齢までさまざまな年齢層の女性等、母子だけにとどまらない相談に努めました。 障がいを持つ被害女性については、障がい特性に応じた支援体制の検討を行い、外国人女性については、通訳等を通じて本人の支援の方向性等を確認することが必要となる等、庁内外の関係機関と連携しながら、安全確保やその後の自立に向けた支援を実施しています。引き続き、相談を必要とする市民に向けて情報が届くようPR方法を工夫し、活用できる社会資源について日頃から情報収集し、一時保護や支援措置を実施していきます。 また、同性間のDV等についても、対応していきます。 【令和5年度実績】 相談件数 84 件（実人数 48 人） 一時保護 0 件	障がいを持つ被害女性や外国人女性など、幅広くきめ細やかな対応をしている（していく）ことは評価できる。相談者に30代以上が多いものの、10代、20代の被害が少ないとは言えないことから、若い年代の方も相談しやすいような環境整備を進められたい。

49	児童虐待防止及び要保護児童への支援		(こども家庭センター)
	DVや児童虐待に関する相談及び要保護児童への支援を児童相談所などの関係機関と連携し、適切なタイミングで適切な支援ができるように努めます。	家庭児童相談の第一義的な窓口として、さまざまな相談や通告を受け、必要に応じて児童相談所へつなげるなど、児童の安全を最優先に迅速かつ適切な対応に努めました。 児童虐待の対応については、市が最初の相談窓口として状況の確認を行い、児童相談所と協議しながら支援方針を整理し、関係機関と連携して支援を行いました。 特に、令和5年5月に発生した児童虐待死亡事案を踏まえ、保育園、幼稚園、学校等の関係機関と連携し、定期的な児童を取りまく状況変化の把握に努め、必要に応じて適切な支援につなげるように努めました。 【令和5年度実績】 相談件数 1,023 件（うち児童虐待相談件数 370 件）	令和4年度の取り組みに対する審議会からの意見で、より踏み込んだ対応と早期発見や支援を進言したが、前年度に比べ全体の相談件数は減少しているものの、そのうちの児童虐待相談件数が大幅に増加している。津市では令和5年度に児童虐待死亡事案も発生しており、定期的な児童を取りまく状況変化の把握と、関連部署との連携を含めた適切な支援を継続実施されたい。
50	津市児童虐待防止等ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）の推進		(こども家庭センター)
	津市児童虐待防止等ネットワーク会議の円滑な運営を行います。関係機関とのネットワークづくりを進め、DVや児童虐待の対応から、予防への重層的な支援ができるよう仕組みづくりを進めます。	津市児童虐待等防止ネットワーク代表者会議を7月に開催し、津市の現状に係る情報共有を行うとともに、三重県児童相談センターにアドバイザー（有識者）の派遣を依頼し、「～性的虐待への対応～」と題した研修会を実施することで、虐待対応について理解を深めました。 個別ケースについては、中勢児童相談所や警察署との実務者会議を定期的に開催するとともに、支援方策を実践するため、必要に応じて学校等の関係機関と個別事例検討会議を実施しています。 引き続き、関係機関、団体等の連携を強化し、要保護児童等への適切な対応及び家庭への支援を図ります。	今後も各方面と連携し、児童生徒の安全確保に努められたい。

⑬あらゆるハラスメント防止に向けた啓発、相談、支援体制の整備と充実

事業名・内容	令和5年度の取り組み	審議会からの意見
51	職場などにおけるあらゆるハラスメントに対する防止対策の実施	
	職場などにおけるあらゆるハラスメントの防止に関するチラシの配付やポスターの掲示等による啓発を行います。また、トラブルの解決を援助する相談機関を紹介します。 人権課、男女共同参画室、商業振興労政課及び各総合支所地域振興課（生活課）の人権担当が連携して市内の企業を訪問するなど人権啓発を実施しました。企業に求められている社会的責任（CSR）や男女共同参画の意義などに触れながら、セクハラ・パワハラをはじめとするさまざまなハラスメントを許さない職場環境づくりの大切さについて意識の高揚を図りました。企業への聞き取りやアンケート結果からは、中小企業においてはハラスメントに関する研修をしている企業は少ないことがわかりました。また、大企業に関しては本社でハラスメントに関する研修を実施しているものの、動画視聴が多いため、意識のある職員しか研修を受けていないという実態もうかがえました。 今後は中小企業においては積極的にハラスメント防止対策に取り組んでもらえるよう啓発していくこと、大企業においては多くの職員が受けもらえるような研修を実施してもらえるよう啓発していくことが課題です。	（人権課） 事業所訪問による企業への聞き取りやアンケートの結果から、大企業・中小企業それぞれのハラスメントに関する取り組みの課題が確認できたことは、この事業の成果である。 今後は課題解決に向け、身近で実践している取り組みやすい好事例を紹介するなど、啓発活動に努められたい。
	人権課、商業振興労政課、各総合支所と連携し、市内事業所40社に対して企業訪問を行った際に、ハラスメント対策に関するアンケートや啓発を行いました。その際、ハラスメント研修については、厚生労働省の動画やリーフレット等の資料がある旨の周知も合わせて行いました。 また、「DV・性暴力・セクハラ」をテーマの一つとして入れた図書リストを津市ホームページに掲載しており、今後もリストの更新をしていく予定です。 今後も、機会を捉えてハラスメント防止に向けた啓発を行っていきます。	（男女共同参画室） 事業所訪問において、直接ハラスメント対策に関する啓発を行ったことや、ハラスメント研修に活用できる具体的な教材の周知ができたことも意義がある。 今後も3課が有機的に連携し、事業所訪問を通じて実効性のある啓発に努められたい。

			(商業振興労政課)
		職場の労働問題に対する啓発として、労働相談に関するポスターやチラシ、リーフレット等について、当課窓口にて配架、労働局からの通知をその都度、広報津に連載するなど、引き続き務めております。セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等を含め、職場でのトラブルや労働条件等に関し相談できる窓口として、県機関である三重県労働相談室を案内しました。 また、メンタルヘルス相談においては、職場でトラブルにあった方からの相談に基づき、内容に応じ、より専門的な窓口案内ができるよう相談員と調整を行いました。 より広い啓発活動ができるよう人権課、男女共同参画室、各総合支所等と連携し、事業所訪問（30 社）を行う中で、啓発を行いました。	事業所訪問により、直接、職場の労働問題に対する啓発を行ったことは意義がある。 また、メンタルヘルス相談においても、事業所の実態を把握しておくことで相談内容の理解も進むため、今後も 3 課と連携して事業所訪問を継続されたい。

52	市職員におけるあらゆるハラスメントの問題に対する周知徹底及び相談の実施	(人事課)
	市職員におけるあらゆるハラスメントの問題に対して、その防止のために各所属に対しての周知・徹底を行うとともに、引き続き相談窓口を設け相談などに適切に対処します。 職員の各種ハラスメントに関する相談については、デリケートな内容を含んでいるため、人事担当部署が相談窓口となり、対面による面談だけではなく、メールや電話なども活用し、できる限りプライバシーを確保するように努め、相談内容によっては、対応する職員を同性にするなど、相談者が相談しやすい環境づくりに努めています。 また、人事担当部署による事実確認の結果、明らかにハラスメントの疑いがあると思慮される場合などは、組織的な対応を行うため、令和4年度よりハラスメントに関する事実調査委員会と事実認定委員会を設置しました。 このような相談体制のなか、令和5年度は、パワー・ハラスメントに関する相談が2件あり、そのうち1件については、上記の委員会にて対応しました。 あわせて、新たに部下を管理する立場となる新任担当主幹級職員を対象としたハラスメント研修（5月31日43人）及び新任担当副主幹の研修（7月25日、52人）において、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」専門員によるハラスメント研修を実施しました。	令和5年度のハラスメントに関する相談件数は2件で前年に比べて大幅に減少したことを評価する。これは、ハラスメント教育や体制整備等、さまざまな施策を積み重ねた結果だと思われる。 今後も相談しやすい体制づくりや啓発に努め、あらゆるハラスメントを発生させない組織づくりに努められたい。

53	教職員などにおけるあらゆるハラスメントに対する防止対策の実施	(学校教育課)
	教職員などにおけるあらゆるハラスメントの防止に関して、管理職の研修において啓発したり、職場における意識の改革を図るセミナーへの参画を促します。また、啓発リーフレットの配布などを通じ、セクシュアル・ハラスメント防止の周知・徹底を図ります。 学校現場においては、児童生徒にとって安全安心な学習環境を確保し、地域・保護者からの信頼を得るためにも、教職員から児童生徒へのハラスメントは絶対に防止すべきものと考えます。また、教職員間も同様に、より良い職場環境づくりを進めるためには、ハラスメントを絶対に防止する必要があります。 児童生徒に対しては、令和3年度から津市独自のセクシュアル・ハラスメントにかかるアンケートを導入し、毎年訴えを拾い上げ、個別に対応を進めています。 教職員においても、当課教職員担当が相談を受ける事案もあり、該当教員間に入り双方の思いを聞いたうえで、関係改善に向けて調整を行っています。 令和6年度も、管理職が大量に退職し、新しい管理職が就任することから、校長会や諸通知を活用し、学校現場における諸ハラスメント防止に努めていきます。	教職員、児童、生徒、保護者とハラスメントを受ける対象が幅広いにも関わらず、令和5年度の相談件数は1件に留まっていることについて、実態を検証し、相談窓口の周知や相談窓口のあり方などにも気を配られたい。 すべての児童、生徒、教職員等がハラスメントのない安心安全な学校生活を送れるよう、日常からハラスメント防止指導を徹底するとともに、アンケート、相談を始めとした訴えの拾い上げを十分行っていただきたい。

⑭生活上の困難を抱える人への相談・支援体制の整備と充実

事業名・内容		令和5年度の取り組み	審議会からの意見
54	女性のための相談事業の充実		(こども家庭センター)
	女性の身の回りのさまざまな問題に対し、相談員が電話・面接により相談を受け、適切に対応します。また、相談窓口について、広報紙やインターネット等を活用し、広く市民への周知を図るとともに、各種研修などを通じて相談員の資質向上に努めます。	女性相談員が対応する相談内容は多岐に渡り、活用すべき施策も多領域に渡る中で、相談者の主訴を重視し、相談者の置かれている状況を理解するよう努め、できるだけ多くの選択肢から相談者自身が解決の道筋を決められるよう努めるとともに、日頃から庁内外の関係機関や関連部署との連携を図り、必要な支援に関する情報収集を行いました。相談者自身が解決を図ることができるよう、相談者に対するアセスメントや支援方針を相談者と共に検討していく必要があるため、引き続き、積極的に研修等に参加し、相談員の資質向上に努め、困難を抱える女性に寄り添った相談の実施と当相談室のPRにも引き続き努めていきます。 【令和5年度実績】女性相談受付実人数 199 人、延べ相談件数 259 件	相談員の業務内容は、多岐にわたり、相談に対応するためには知識・技術とも高度なものが要求されると思われるので、相談員の資質向上に努めるとともに、庁内外の関係機関などとの連携を容易にするなどの一層の体制の充実に努められたい。 また、相談件数が減少しているが、引き続き相談しやすい環境を整備し、相談者に寄り添った体制づくりを目指されたい。
55	相談事業の充実		(男女共同参画室)
	身の回りのさまざまな問題に対して、相談事業を実施し、弁護士による面談、専門カウンセラーによる電話・面談での相談を受け、適切な対応をします。	専門カウンセラーの相談実績は以下のとおりです。 (1)女性カウンセラー2人 実施回数 46 回 延べ 94 人利用 (2)男性カウンセラー1人 実施回数 12 回 延べ 22 人利用 (3)弁護士1人 実施回数 12 回 延べ 120 人利用 前年度との違いはありませんが、男性カウンセラーへの相談数が増えました。相談しやすい支援体制を維持し、今後も更なる周知を図ります。	弁護士相談について、本来の目的に沿って年度途中で「男女共同参画」と銘打った名称変更を行い、相談内容に優先順位を付けたことを評価する。 また、市民ニーズに沿った専門カウンセラーの相談事業は、市民の拠り所としての役割を担うため、引き続き本事業の周知と相談しやすい体制を継続されたい。

56	メンタルヘルス事業の推進		(商業振興労政課)
	勤労者のメンタルヘルスに係る問題などが増加する中、対策が不十分な中小企業や事業所の相談室には行きづらいなどの声に対応できるよう、専門のカウンセラーによる相談事業を開催します。	毎月第2金曜日に2枠、第4水曜日に1枠、夜間に、専門のカウンセラーによる勤労者メンタルヘルス相談事業を実施し、勤労者の悩み相談、ストレス解消等を支援し、勤労者の健康増進を図りました。(令和5年度相談実績32件) 当事業は、市内に在住・在勤の就労者を対象にしています。相談については、個人のプライバシーに係る相談内容が多く、秘密厳守で実施しているものであり、事業者への照会や問い合わせ、指導等はしておりませんが、内容によっては、より専門機関への案内を相談の一貫として行っています。 しかしながら、1か月以上先の予約が埋まる傾向があることから、本年度の状況を見ながら、開催数を増やすなど検討していきます。	1か月以上先の予約が埋まるほどにニーズが高まっているのであれば、記載にある通り、開催数を増やすなど適切な対応を講じられたい。
57	青少年相談活動の充実		(生涯学習課)
	非行その他の問題行動に悩む保護者や悩みを抱える青少年に対し、津市青少年センターや学校、適応指導教室等において相談を行うとともに、関係機関と連携し適切な援助を行います。	令和5年度実績 (1) 放課後児童クラブの相談（放課後児童クラブを個別に訪問し、懇談を実施） 22件 (2) 青少年相談 4件 青少年相談では、家族や本人の相談内容から関係機関につなぐことができました。次年度も引き続き、相談にあたる職員がジェンダーやLGBTQ等の知識をもてるように努め、適切な対応ができるようにします。家族や本人が悩み事を相談できるよう啓発活動に取り組み、街頭指導の回数を令和5年度より増やし実施したいと考えています。	令和4年度の取り組みに対する審議会からの意見に真摯に対応されていること、並びに青少年に対する街頭指導を多数回実施していることを評価する。青少年の男女交際関係の相談には、妊娠やDVなどの深刻な問題が潜んでいることがあるので、その視点を持って活動にあたっていただきたい。

基本目標Ⅵ 誰もが安心して暮らせる男女共同参画社会づくり

⑮男女共同参画に関する意識の普及

事業名・内容	令和5年度の取り組み	審議会からの意見
58	男女共同参画フォーラムの開催	(男女共同参画室)
公募市民で構成される実行委員会と行政との協働で開催するフォーラムを通じて、家庭や地域、事業所等において男女共同参画を推進できる取組や情報等を紹介し、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。	11月25日(土)11:00から白山総合文化センターで「津市男女共同参画フォーラム わあむ津」を開催し、市内外から284人が来場しました。 「変わる 動く 発信する ～女らしくなく 男らしくなく 自分らしく～」をテーマに掲げ、同フォーラム実行委員会による電子かみしばい、活動団体による発表等を行いました。白山地域の方による南京玉すだれや美杉地域の方による物産販売、三重県立白山高等学校茶道部によるお茶会などのイベントを行いました。 参加者アンケートでは、半数以上が良かった、とても良かったという結果を得られましたが、参加者は定員に対し、約6割でした。これは、前年度とは異なり、実施場所が白山総合文化センターで、自家用車での来場が大半であったこと、また参加者の年齢の半数が70代であったことから、「自家用車を運転できる」参加者に限定されてしまったと推測されます。 来年度は、誰もが参加しやすい場所で開催し、目標値に向けて多くの市民に参加いただけるようなフォーラムが開催できるよう努めます。	男女共同参画フォーラムの開催を通じて、多くの市民に男女共同参画に関する啓発を行っていることは評価できる。 しかし、高齢化が進み、参加者が会場へ足を運ぶことが困難な状況は今後も続いていく。動画配信など来場しなくても男女共同参画フォーラムに参加できるような工夫が必要になると思われる。 また、若年層をはじめとして、さまざまな世代が参加するイベントとなるよう、内容や周知方法を検討し、充実を図りたい。

59	講演会などを通じた男女共同参画意識の啓発		(男女共同参画室)
	市民を対象とした講演会やセミナー・講座などを通じて、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。	11月25日に白山総合文化センターで開催した「津市男女共同参画フォーラム わあむ津」では、落語家の露の団姫さん、曲芸師の豊来家大治朗さんによる「笑って納得！男女共同参画ぶっちゃけ夫婦トーク！」と題した講演会を開催し、参加者数は284名でした。 また、「女性のための就職応援セミナー」を中央公民館で開催して、5日間にわたりパソコンでエクセル技能を学んだり、10月には、女性自身のライフプランについて意識の向上を図るため、ファイナンシャルプランナーによるセミナーを行いました。 さらに、講師派遣事業では、津市で活動している団体に対し、「防災・減災」をテーマとした研修会を実施しました。 今後も、市民が参加しやすいセミナーを企画し、啓発していきます。	講師派遣事業が、4事業を目標としつつも現実には1事業にとどまった点について、その原因を検証し、次年度以降に目標値を達成することを期待する。 また、啓発事業を実施した後は、開催回数や参加者数の把握はもとより、効果の検証等を行い、次回開催の企画に反映されたい。
60	情報紙「つばさ」の発行		(男女共同参画室)
	公募による編集スタッフにより、家庭や地域、事業所等において男女共同参画を推進できる取組や情報等を紹介し、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。	編集スタッフと協働して年2回（10月、3月）情報紙を発行しました。 昨年度と同様に、自治会回覧を行うとともに、津市ホームページへの掲載や市公共施設の窓口へ設置・配布しました。 内容としては、男女共同参画に関する旬な話題の紹介や、地域で活躍する人の紹介、クロスワードパズル、料理レシピの紹介など、より多くの市民に読んでもらえる紙面づくりを心掛けています。 令和5年度は、10月号では、三重大学の学生に対して男女共同参画に関するインタビューを実施し、3月号では、津地方・津家庭裁判所で初の女性所長に就任された方に対してインタビューを実施しました。 今後も魅力ある紙面づくりを意識して作成していきます。	市民への啓発という目的達成のために二次元コードやメルマガ登録などの工夫に努めている。今後もさらに創意工夫されたい。 また、読者からの声を拝読すればするほど全戸配布の必要性を感じている。

61	市の作成する広報紙・刊行物の表現に対する配慮の徹底	(全庁・広報課)
	各課（室）において広報紙・刊行物を作成する上で、男女共同参画推進条例及び人権が尊重される津市をつくる条例の理念を踏まえ、市職員一人ひとりが差別的及び暴力的行為を容認したり、助長したりする表現にならないよう、自己チェックに努め、市民の男女共同参画に対する正しい理解を促進します。 広報津等について、掲載内容の確認を行い、不適切と思われる表現等があった場合は、担当部署と協議し適切な表現に改めました。 また、写真やイラストを使用する際にも、不適切なものが使用されることのないよう、十分に協議を行いました。 さらに広報課が制作する市勢要覧などの発行に際しても、不適切な表現とならないよう、課内で十分議論を行い制作しました。 引き続き、広報津や各所管が発行する刊行物において、新聞記者等が使用している記者ハンドブックの最新版に基づき、表現への配慮、チェックを複数の職員で行うとともに、写真やイラストについても不適切なものが使用されることのないよう複数の職員で確認し、市民の男女共同参画に対する正しい理解を促進します。	表現を改めるケースがなかったのであれば、「改めるべき表現は見当たらなかった」旨を明記いただきたい。

62	広報紙・ホームページによる情報提供	(男女共同参画室)
	広報紙・ホームページを活用し、男女共同参画に関する事業を紹介し、意識の高揚を図ります。 三重県内男女共同参画連携映画祭、津市男女共同参画フォーラム わあむ津、女性のための就職応援セミナー、津市男女共同参画情報紙つばさなどの男女共同参画に関する事業については、随時、広報津及び津市ホームページへ掲載し、情報発信しました。 メールマガジンでは、上記事業の紹介のほかに、加害者を処罰する法律（不同意性交等罪）の大幅改正や国際女性デーなどを紹介しました。また今年度は、津市男女共同参画情報紙つばさの紙面にメールマガジンの二次元コードを添付し、周知に努めました。 今後も、広報紙やホームページによりイベントやセミナーなどの情報を工夫しながら効果的に発信していきます。	メールマガジンの登録者数が増えたことは評価する。 しかし、若い世代に男女共同参画への興味関心を喚起するために、さらなるメールマガジンの登録者数増加に向けて、ターゲットを意識したイラストや漫画などの活用と定期的な発信等、創意工夫に努められたい。

63	男女共同参画週間及び津市男女共同参画都市宣言・津市男女共同参画推進条例の啓発		(男女共同参画室)
	男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画週間及び男女共同参画都市宣言・男女共同参画推進条例について、懸垂幕や図書特設コーナー等を通じて周知・啓発を行います。	男女共同参画週間（6月23日～29日）に合わせ、本庁舎及び各総合支所において懸垂幕の掲示、各図書館では特設コーナーの設置を行い、全庁的に男女共同参画の啓発に努めました。 また、各図書館に対しては、年間を通してセミナーチラシや情報紙の配布協力を依頼しました。 さらに、同週間に合わせ、6月24日には、白山総合文化センターしらさぎホールで三重県内男女共同参画連携映画祭を開催し、「お終活」を上映しました。参加者は499名となり、多くの市民に男女共同参画について考える機会を提供できました。 今後も、週間に合わせた事業実施に努めます。	令和4年度の取り組みに対する審議会からの意見について真摯に検討されたい。 また、男女共同参画週間を知らない方もあるので、地域や住民への啓発方法を考えられたい。
			(各総合支所（人権啓発担当）)
		男女共同参画週間（6月23日～29日）に合わせ、各総合支所地域振興課・生活課において、懸垂幕の掲示を行い啓発をしました。また、年間を通じて、セミナーのチラシやポスター、津市男女共同参画情報紙つばさ、啓発冊子を窓口を設置し、配布を行いました。 引き続き、男女共同参画室との連携を図りながら市民への啓発に努めていきます。	引き続き、男女共同参画室と連携し、地域住民に向けて有意義な情報発信を実施されたい。

			(津図書館)
		全館（9館2室）で共通する取り組みとして、男女共同参画週間に合わせて特設コーナー（テーマコーナー）やポップを活用して関連図書の展示を行いました。例年、このコーナーを開設する目的も含めて、LGBTQや女性の権利、SDGsなどに関する図書を児童書から一般書まで、より多くの本を紹介できるよう選書の段階で意識的に取り入れるよう努めています。引き続き、購入が難しい場合は相互貸借制度に基づき津市図書館（9館2室）以外の図書館で所蔵する関連資料の提供にも努めました。また、ジェンダーバイアスのかかった図書については、市民へ過度な推奨を控える配慮を行いました。 津図書館では、上記コーナーで関連図書のほか、県内の男女共同参画に関連するパンフレットや啓発グッズも併せて展示し、またクイズを設置するなど啓発に努めました。久居ふるさと文学館では、「女性に対する暴力をなくす運動」啓発についてのポスターやパネルの掲示を実施しました。	男女共同参画週間に特設コーナーを設置することも大切だが、常設で本棚の中に男女共同参画に関する段があってもよいと思う。 また、11月の女性に対する暴力防止週間や3月の国際女性デーを中心とした期間を利用して企画展示について検討いただきたい。 今後も、男女共同参画の促進に向けて図書館としてできることに精力的に取り組まれない。

⑩女性の活躍をはじめとするダイバーシティの推進

事業名・内容		令和5年度の取り組み	審議会からの意見
64	ダイバーシティ社会の啓発		(市民交流課)
	外国人住民向け相談窓口や各地域での日本語教室の整備・拡充、また市内各国際交流団体との連携により多文化共生社会の促進を図ります。	市民交流課に設置する外国人住民向け相談窓口では、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、英語の通訳担当者が市役所での各種手続き等の補助を6,867件行いました。 また、津市国際交流協会と協力して運営している市内4か所の日本語教室では、延べ618人が受講し、外国人住民の方々の日本語能力向上への支援を行いました。	多文化共生社会促進の取り組みの中で、外国人住民に向けても男女共同参画に関わる施策等について必要な情報を提供していただきたい。

65	多様な性に関する啓発		(人権課)
	多様な性的指向・性自認に関する理解を広げるため、各種イベントや広報による啓発に努めます。	性的マイノリティの人権をテーマに市民人権講座を市内各地で開催し、津で38名、芸濃で26名が参加しました。また、3月16日号の人権だよりにおいても「性的マイノリティの人権～すべての人が自分らしく生きられる社会を目指して～」というテーマで記事を掲載しました。さらに、全職員が受講する職員人権研修において、性の多様性をテーマにDVDによる研修を実施し、4,026名の職員が受講しました。次年度以降も性の多様性をテーマにした市民人権講座や人権講演会、職員人権研修の開催をはじめ、広報等を通して啓発を推進していきます。	DVDによる研修受講においても、意識変化や職場で活かせると感じた受講者が大半を占めているところは評価できる。しかし、その意識変化も時間の経過とともに薄れる傾向にあるため、継続的にフォローを講じられたい。また、他の地域でもPR活動に注力し、より多くの受講者を確保されたい。
			(男女共同参画室)
		人権課、商業振興労政課、各総合支所と連携し、市内事業所40社に対して、多様性に関する理解を広げるための啓発を行いました。 また、「からだ（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）・多様な性」をテーマの一つとして入れた図書リストは、津市ホームページに掲載しており、今後もリストの更新をしていく予定です。 今後も、ダイバーシティ社会の推進に向け、多様な性についての啓発を継続していきます。	人権課とも連携し、人権講座等市民に向けての直接的啓発活動にも取り組まれたい。

⑪男女共同参画推進のための連携体制づくり

事業名・内容	令和5年度の取り組み	審議会からの意見
66	三重県男女共同参画センターなどの活用	(男女共同参画室)
	男女共同参画に関する各種講座への参加促進及び施設の活用を図ります。 三重県男女共同参画センターフレンテみえとは、互いの事業に関するポスターやチラシの設置等で、情報提供を行い、市民に対し、各種講座等への参加促進を図っています。 令和5年度のフレンテまつりでは、津市男女共同参画フォーラム実行委員が紙しばいを舞台上で披露し、三重県内男女共同参画連携映画祭に関して、各市町と情報交換を11月に行いました。 また、2事業（津市男女共同参画フォーラム実行委員勉強会、男女共同参画交流会）で、フレンテトークを利用した男女共同参画に関する研修会を実施しました。	フレンテみえと連携し、市民への情報提供や啓発活動を行うことは重要であるが、津市独自の男女共同参画を進めるために、津市の男女共同参画センターの設置を引き続き要請する。

67	関係機関・事業所・各種団体との連携による啓発の推進	(男女共同参画室)
	三重労働局など関係機関及び各種団体と連携し、男女共同参画に関連した情報交換や、事業所などにおけるチラシ・ポスター等の掲示による男女共同参画に関する啓発を行います。 三重県内男女共同参画連携映画祭では、県内4つのセンターと20の市町が連携して映画を通じ、男女共同参画を身近に感じていただくための事業を実施しました。 三重県産業支援センターによる「令和5年度三重県地域活性化雇用創造プロジェクト 女性の就職支援事業」へ後援しました。 また、9月～10月に実施した「女性のための就職応援セミナー（エクセルパソコンセミナー・夢をかなえるライフプラン＆マネー）」は、三重労働局の後援を受けて実施しており、参加者や事業内容に応じ、参加者へ労働局等の資料提供を行いました。 今後も関係機関及び各種団体と連携し、啓発等を行っていきます。	関連機関及び各種団体との連携は、単独での活動に比べその影響力は大きい。今後も、これらの機関や団体との情報交換を密にし、効果を上げる取り組みを実施されたい。 また、三重県内における男女の賃金格差は、都道府県最下位から1つ順位を上げたが、まだまだ大きな格差がある。津市においてもその事実を市民や事業者で共有し、女性の地位向上に資する体制づくりに努められたい。
	平成30年8月に、三重労働局と津市の間で「雇用対策協定」を締結し、本市における雇用、労働に係る課題に関し、協力、連携して取り組んでいく体制を整備しました。 その体制の中で、ハローワーク津や三重県と連携し、市民からの問い合わせ内容に応じてハローワーク津やおしごと広場みえなどの関係機関への直接の案内や、パンフレット、チラシ等の配布を行いました。 また、人権課、男女共同参画室、各総合支所等と連携し、事業所訪問（30社）を行い、制度周知を行うとともに、関係各課と連携し、今後も継続して意識啓発を行うように努めていきます。	(商業振興労政課) 男女共同参画室をはじめとする関係課と密に連携し、男女共同参画へのさらなる取り組み強化を望む。

68	男女共同参画推進団体などへの支援	(男女共同参画室)
	男女共同参画を推進している各種団体を支援するとともに、地域における男女共同参画の促進を図ります。 11月25日に開催した「津市男女共同参画フォーラム わあむ津」にて、男女共同参画を推進する団体による活動発表を行いました。 また、3月15日に開催した津市男女共同参画交流会では、「防災・減災」をテーマに、グループトークでの研修会を実施し、意見交換を行いました。 今後も、各団体間での情報共有を行い、更なる連携に向けた会議等を実施していきます	団体の活動発表や意見交換の場などを通じて、男女共同参画を推進する団体の活動の支援をしていることは評価できる。 男女共同参画を推進するには、同じ目的を持った影響力のある団体との連携が不可欠であり、令和5年度の津市男女参画交流会のように、テーマに沿ったグループでの情報交流や意見交換の場を持つことが肝要である。今後も、団体間の交流会として、津市の男女共同参画推進のための情報共有や意見交換の場となってほしい。

3 数値目標の推移

基本目標Ⅰ 生涯にわたる男女共同参画の教育

数値目標項目	取 組 内 容	2021 R3 年度 計画策定時	2023 R5 年度 現状値	2024 R6 年度	2025 R7 年度	2026 R8 年度	2027 R9 年度	2027 R9 年度 目標値
男女共同参画に関する市民人権講座の参加人数	家庭・地域において、男女共同参画に関することなど、あらゆる人権問題についての理解を深めるため講座を開催します。	36 人 (3 か年 平均)	73 人				-	45 人 (毎年)

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの促進

数値目標項目	取 組 内 容	2021 R3 年度 計画策定時	2023 R5 年度 現状値	2024 R6 年度	2025 R7 年度	2026 R8 年度	2027 R9 年度	2027 R9 年度 目標値
意識啓発のための訪問事業所数	市内事業所を訪問し、人権尊重、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス等についての意識啓発を図ります。	0 事業所	40 事業所					40 事業所 (毎年)
ワーク・ライフ・バランスの認知度	市民や事業所に対し、男女のこれまでの固定的な性別役割分担意識の見直しなど、男女が共に仕事と生活を両立する意識の啓発や情報提供を行います。	56.1%	次期基本計画策定時に市民意識調査を実施して把握予定					65.0%
「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する市民の比率	これまでの固定的な考え方ではなく男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの考え方の啓発を進めます。	60.9%	次期基本計画策定時に市民意識調査を実施して把握予定					70.0%
市の男性職員の育児休業取得率	本市男性職員の1週間以上の育児休業取得率の向上に努めます。	14.7%	61.4%					85.0% ※1

※1・・・特定事業主行動計画（令和3年度～令和7年度）における目標値（令和5年11月改定）

基本目標Ⅲ 政策・方針決定の場における女性の活躍推進

数値目標項目	取 組 内 容	2021 R3 年度 計画策定時	2023 R5 年度 現状値	2024 R6 年度	2025 R7 年度	2026 R8 年度	2027 R9 年度	2027 R9 年度 目標値
農業委員会における女性委員の比率	農業委員会における女性委員の増加に努めます。	8.3%	4.2%					12.5% (R7) ※1
審議会における女性委員の比率	市が設置する審議会などについて、女性の登用を推進します。	27.0%	25.8%					40.0%
市職員の課長級以上の管理職に占める女性の比率	本市職員における課長級以上の管理職に占める女性の登用率の向上に努めます。	11.8%	14.4%					18.0% (R7) ※2
女性消防職員の人数	消防職員における女性職員の増加に努めます。	14 人	14 人					18 人

※1・・・農業委員会の改選時（令和7年度）における目標値

※2・・・特定事業主行動計画（令和3年度～令和7年度）における目標値

基本目標Ⅳ 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進

数値目標項目	取 組 内 容	2021 R3 年度 計画策定時	2023 R5 年度 現状値	2024 R6 年度	2025 R7 年度	2026 R8 年度	2027 R9 年度	2027 R9 年度 目標値
放課後児童クラブの 受け入れ可能児童数	就労などにより、保護者が昼間家庭に いない小学校に就学している児童に対 し、授業終了後に適切な遊びや生活の場 を提供し、健全な育成を図ります。	3,073 人	3,380 人					3,500 人
家庭児童相談の受付 件数	家庭児童相談員が、子育てについての 悩みや不安等の気持ちを受けとめ、必要 に応じて専門機関へつなげます。	832 人	1,023 人					950 人
津市特定健康診査受 診率	40 歳～74 歳の国民健康保険加入者の特 定健康診査受診率の向上に努めます。	39.9%	令和 6 年 11 月頃に速報値 を発表予定					60.0% (R5) ※ 1
女性委員を含む避難 所運営委員会の設置	災害時の避難所運営について、女性の 意見や役割の重要性に配慮した運営委員 会を設置し、体制の整備に努めます。	64.6%	64.3%					100.0%

※ 1・・・津市第 3 期国民健康保険特定健康診査等実施計画（平成 30 年度～令和 5 年度）における目標値

基本目標Ⅴ 男女共同参画を阻害する暴力防止などに対する環境の整備

数値目標項目	取 組 内 容	2021 R3 年度 計画策定時	2023 R5 年度 現在値	2024 R6 年度	2025 R7 年度	2026 R8 年度	2027 R9 年度	2027 R9 年度 目標値
D V被害者で相談した人の比率 (相談／被害者)	各種相談機関の機能や利用方法について、広報紙・インターネット等を活用し、広く市民への周知に努めます。	40.7%	次期基本計画策定時に市民意識調査を実施して把握予定					60.0%

基本目標Ⅵ 誰もが安心して暮らせる男女共同参画社会づくり

数値目標項目	取 組 内 容	2021 R3 年度 計画策定時	2023 R5 年度 現在値	2024 R6 年度	2025 R7 年度	2026 R8 年度	2027 R9 年度	2027 R9 年度 目標値
男女共同参画フォー ラム参加人数	実行委員会（公募市民）と行政との協働 で開催するフォーラムを通じて、市民の男 女共同参画意識の高揚を図ります。	280 人	284 人					700 人 (毎年)
津市男女共同参画条 例の認知度	津市男女共同参画都市宣言・津市男女共 同参画推進条例について、図書特設コーナ ーなどを通じて周知・啓発を行います。	31.9%	次期基本計画策定時に市民意識調査 を実施して把握予定					50.0%

4 参考資料

(1) 津市男女共同参画審議会委員名簿

	氏 名	所属団体・役職等	選 定 区 分
1	稲垣 裕子	—	公募
2	鵜飼 みわ	三重県農村女性アドバイザー	その他市長が必要と認める者 (農業)
3	笠井 瑞穂	津商工会議所女性会 副会長	その他市長が必要と認める者 (労働関係・商工業)
4	川端 誠	三重労働局雇用環境・均等室 室長補佐	関係行政機関
5	佐藤 ゆかり	—	公募
6	塩見 太	三重県環境生活部 ダイバーシティ社会推進課 男女共同参画班係長	関係行政機関
7	◎東福寺 一郎	—	学識経験者
8	○前山 都子	インスピレーマネジメント代表 (人材開発コンサルタント)	その他市長が必要と認める者 (女性起業家)
9	松林 秀典	—	公募

※ ◎…会長、○…副会長

(敬称略・五十音順)

(2) 令和5年度施策進捗状況審議経過（令和6年度）

月 日	事 項
5月31日	第1回津市男女共同参画審議会 ・第4次津市男女共同参画基本計画に基づく令和5年度施策進捗状況について
5月31日 ～6月14日	各委員へ令和5年度施策進捗状況に関する質問を募集
7月2日	全委員へ上記質問に対する回答を報告
5月31日 ～7月22日	各委員へ令和5年度施策進捗状況に関する意見を募集
8月26日	第2回津市男女共同参画審議会 ・第4次津市男女共同参画基本計画に基づく令和5年度施策進捗状況に係る意見集約について
9月30日	第3回津市男女共同参画審議会 ・第4次津市男女共同参画基本計画に基づく令和5年度施策進捗状況に係る意見集約について
10月25日	第4回津市男女共同参画審議会 ・第4次津市男女共同参画基本計画 令和5年度実施状況報告書(案)について